

---

平成29年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成29年3月7日 (火曜日)

---

議事日程(2)

平成29年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

---

【傍聴者数】 20名



午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、川上です。発言通告に沿いまして、一般質問を行います。

まず第一に、後期高齢者医療について伺います。

75 歳以上の国民を後期高齢者と呼称し、これまでの健康保険制度から分離した都道府県単位の後期高齢者医療保険制度が施行されてから 9 年が経過しました。この制度は、高齢者を差別する世界でも異例の高齢者いじめの制度です。この制度の導入を担当した厚生労働省課長補佐が医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じていただくと放言したように、高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押しつける制度です。まるでうば捨て山だと怒りの世論が広がる中、設けざるを得なかったのが、保険料の特例軽減であり、最大 7 割の軽減措置をさらに 9 割まで軽減しています。国は制度施行 10 年目に当たる 2017 年度から保険料の軽減措置を廃止するとしています。そこで次の点を伺います。

まず第 1 点目に、国は保険料の軽減措置を平成 29 年度から原則的に本則に戻すとしているが、どのようになるのかを、まず第一に伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

後期高齢者医療の保険料には、世帯の所得に応じた均等割額と所得割額の軽減制度が設けられています。本則の軽減は、①低所得者の均等割額を 7 割、5 割、2 割軽減する。②社会保険の被扶養者であった方の軽減、均等割額を 5 割軽減を 2 年限り。所得割額は賦課しない。となっています。後期高齢者医療制度の施行に当たり、激変緩和の観点から、平成 20 年度以降、本則の軽減を拡大する特例措置として、(1) 低所得者の更なる保険料軽減、均等割額の 9 割、8.5 割軽減、所得割額の 5 割軽減。(2) 社会保険の被扶養者であった方のさらなる軽減、均等割額の 9 割

軽減、期限なし。が実施されてきましたが、平成29年度から、特例部分の見直しが行われることになりました。

見直しの概要として、低所得者に対する均等割額の9割及び8.5割軽減は、当面据え置きとなり、平成29年度における社会保険の被扶養者であった方に対する均等割額の9割軽減は7割軽減に、低所得者に対する所得割額の5割軽減は2割軽減となります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国が施行するに当たってですね、当初の予定していたものより、激変緩和措置をとるということですね、今言われたような割合になっているというふうに思いますが、最終的にはですね、そう言われても、基本的には8.5割軽減も7割になるし、9割軽減も7割になる。また、元被扶養者についてはですね、最終的には75歳から2年間は9割だが、その後は5割、そして3年目以降はゼロにするという、こういった基本的な方針は変わりはないというふうに思います。そういった点ですね、そういったときに、なったときに、例えば、芦屋町の8.5割軽減、また9割軽減、また健保の被扶養者だった9割軽減の方の保険料は、それぞれ何倍になるのか。また何人の方がそういった負担増になるのか。それはわかるでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

福岡県後期高齢者医療広域連合が、県内の対象者数を推計していますので、同じパーセントを使って、芦屋町における影響人数を述べたいと思います。

まず、低所得者に対する均等割額の9割軽減及び8.5割軽減は、当面据え置きになりますが、全体の39.9%と見込んでいることから、芦屋町の被保険者数2,148人、平成29年1月末を乗じると857人、社会保険の被扶養者に対する均等割額の軽減特例が9割軽減から8.5割軽減になる方は、2.1%ですので45人、9割軽減から7割軽減になる方は4.2%ですので90人、低所得者に対する所得割額の5割軽減が2割軽減となる方は、9.9%ですので213人となります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今言われたように、そういった激変緩和措置をとった中でもですね、それぞれ述べられたように、8.5割軽減が857人負担がふえるというふうになっております。全国的に言えばですね、8.5割軽減、9割軽減は747万人、被用者保険の被扶養者は9割軽減が169万人いるということで、高齢者の中の相当の方々がですね、この軽減措置がなくなるということで、負担がふえるということになります。最終的にですね、8.5割軽減が7割軽減、9割軽減が7割軽減。そして、被用者保険から後期高齢者に移行して2年目以内の方は5割軽減、3年目以降の方は5割軽減になるというふうになってはいますが、こういった方々がそれぞれ今の保険料からどのくらい、何倍になるのか。そういったところはわかるでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

それまでに資料はそろえておりませんし、町独自では計算ができかねます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

激変緩和措置ですね、そういった割合が変わってきているというものもありますが、国が試算したところによりますと、8.5割軽減から7割軽減になるのが2倍、保険料が2倍になると。9割軽減から7割軽減になれば3倍になると。被用者保険の方は3年目以降の方は5割軽減の適用外で10倍になるというですね、やはり年金生活をする高齢者にとっては相当な負担がふえるということが国も認めております。

それでは第2点目のですね、軽減措置が廃止されれば保険料を払えない高齢者が増大し保険の崩壊につながるのではないかと。こういった懸念がされますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

今回の見直しは、後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、特例部分の見直しが行われることになったものです。見直しにおいては、据え置きも含め、対象範囲の絞り込みや段階的な負担額の設定など、一定の激変緩和が講じられています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国はこういった措置でですね、この制度をずっと続けていくという、そういったことを言っていますが、先ほども言ったようにですね、高齢者にとっては、年金が減額される中、病気の悪化につながる危険な受診の手控えにつながっていき、やはり金の切れ目が命の切れ目になるという、そういったことがですね、やっぱり懸念されるわけですよ。それについて、町としては何らかの施策を考えるのか。そういった考え方はあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

そのあたりにつきましては、今後の後期高齢者医療のですね、部分の推移を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

後期高齢者医療は広域連合議会でやっていますので、そういった点ではですね、福岡県の後期高齢者医療連合の中での論議が必要だと思いましたが、県にはですね、この後期高齢者医療について財政安定化基金というのがですね、あります。この県のですね、この財政安定化基金の活用を含めてですね、保険料を引き下げる手だてを取るべきだと思いますが、そういった点では、いかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

財政安定化基金は県に設置されており、福岡県後期高齢者医療広域連合の保険給付費の増大や保険料の収入不足による財政不足等について、広域連合への資金の貸し付けや交付を行うことが本来の目的となっています。

また、広域連合独自で保険料の引き下げを行うことは、財源の確保が必要となり、新たに被保険者からの保険料や構成市町村の一般財源からの負担を求めることとなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

後期高齢者医療広域連合の昨年の収支では、内部留保金が、余剰金が130億円あったわけなんですけど。後期高齢者ではそういった余剰金自体を使ってですね、保険料を上がらないように引き下げるように使うということで、それを使って今年度の保険料設定がされたわけなんですけど。それによってですね、3,800円程度ぐらいですね、確か引き下げられたんではないかなと思いますが。まだまだその県にはですね、約60億円の財政安定化基金がためられています。こういったですね、財政安定化基金を後期高齢者医療制度では使ってはいけないというふうには、国は言っていません。そういった点ではですね、先ほど言ったように、激変緩和措置をとる中でも負担がふえていくという状況の中で、こういったものをぜひね、使って行って、保険料の引き下げ、負担の軽減を図るべきというふうに思いますが。

残念ながら、後期高齢者医療制度の広域連合議会は、一応1市4町の間・遠賀地区では、首長の中から1人出るということになっていて、住民の代表である議会とかそういったところから出るシステムになっていません。福岡市とか北九州市とかは、議員もですね、代表者として出て行って、住民の声を反映しているということではありますが、そういった点ではなかなかですね、住民の声が反映されずに、年にたった決算と予算の2回の議会しかない中でですね、こういったことが決まっているというところにやっぱり大きな問題があると思います。そういった点ではですね、こういった住民の声が届かない広域連合議会ではなくて、やはり第4点目に書いてあるようにですね、軽減措置の継続を求めるとともに、やはり大幅な保険料負担を押しつける制度は存続するべきではなく、もとの老人保健制度に戻すように国に求めるべきではないかというように私たちは考えていますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長 小田 武人君**

住民課長。

**○住民課長 岡本 正美君**

福岡県後期高齢者医療広域連合は、全国の広域連合と共同し、数回にわたり国に対して、低所得者の保険料軽減特例措置については、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、きめ細かな激変緩和措置を講ずることを強く要望してきましたが、現行制度の維持は行われなかったものの、被保険者間の負担の公平性、現役世代や公費により支えられている後期高齢者医療制度の持続可能性の確保を図る観点から、受け入れざるを得ない状況であったと聞いています。

また、元の老人保健制度に戻すことは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合から、町の運営に戻すこととなります。高齢化率が年々高まっている状況では、運営自体が厳しいものになります。このため、既に定着している後期高齢者医療制度については、町としても広域連合の方針に沿っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

やはり、広域連合としてもですね、そういった考え方でですね、戻す考え方はないということをおっしゃっていますが、しかしやはり、この上がり続ける保険料や大幅な保険料負担増を押しつける制度ではですね、高齢者のやっぱり命に関わる問題であるというふうには、やっぱり受け止めなければならないと思っています。そしてまた、広域連合自体には、住民の声が届かないようなそういったシステムになっているという点で。

最後に町長にお伺いしますが。先ほど言ったように、広域連合議会の議員は中間・遠賀郡4町の首長が出ているというふうに思いますが、ほかにもやはり、市長・町長ですね、後期高齢者医療制度についての保険料のあり方とか給付のあり方とか、そういったところが話し合う場はあると思うんですが、そういった中で、やはり今のこの、先ほど言ったように負担が増えていく問題とか、そういったものを取り上げて、やっぱりそれを少しでも住民の負担が軽くなるように、高齢者の負担が軽くなるようにするという、そういった意見をぜひその中でも言っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の後期高齢者医療についての御質問につきまして、先ほど来より何項目かにわたってあつておるわけでございますが。まさにそのとおりだとは思いますが。一番議員がおっしゃりたいことは、間違っていたら申しわけないんですが、その部分を町の、いわゆる上がった分等々を町の財政でなんとかカバーできないかということではないかと思っておるわけでございますが。私も後期高齢者の広域連合の理事として参加させていただいておるのは、議員も御存知だと思います。先ほど来より課長がいろいろ御説明申し上げましたように、じゃあ町単独でできるかということですね、これはやはり国の財源の補完というか、国が確保していただかないと。全国津々浦々いろいろな財源の厳しいところもあるし、豊かなところもあるでしょう。そういうようなことも、意味も含めまして、こういう広域連合というのができたとは私は解釈しております。

質問の趣旨でございますが、国に対してものを言うということは、広域連合でも、この先ほど来より出ております激変緩和からの問題でございますが、これは広域連合といたしましても、現行を維持してほしいと陳情を致したところでございますが、今回は現行制度の維持は行われませんでした、一定の激変緩和措置がとられておることでございます。県の全ての市町村が加入しております広域連合の一員といたしまして、ある程度の広域連合の考え方は尊重していき



たいと思いますが、今言われましたようなことは、つかさつかさで発言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

先ほども言いましたように、昨年の保険料はですね、広域連合の議会の中の論議で、やはり議員が余剰金を使って、それによって保険料を引き下げるといふ、そういった論戦の中でやっぱり実現したものであります。なかなか最初言われたように、町長が町単独でという点は、広域連合に入っているの町単独でやるというのは、なかなか今のシステムでやるというのは難しいですけど、広域連合全体でそういった保険料を引き下げるとか、抑制するとかそういうことはできるといふふうに思いますので、その点ぜひですね、住民の声を広域連合の中でも出していただきたいと思います。

続きまして国保の広域化について伺います。

2018年度から国保の運営を都道府県と市町村が共同で担うことになりました。県が財政運営の責任主体で保険証は県国保証となり、県が国保財政運営の責任を持つこととなります。県は医療費給付費から公的などによる収入を差し引いて、県全体で集めるべき保険料収納必要額を算出し、それを医療費水準に応じて市町村の納付金を算出します。市町村は県が決定した納付金を納めることとなります。そのため市町村は被保険者から国保料の賦課、徴収を行います。具体的には、全国統一の基準をもとに、県が市町村ごとの標準保険料率を示します。市町村はそれを参考にして保険料を決めます。加入者から保険料を徴収、保険証の発行など資格管理はこれまでどおり市町村が行います。

そこで伺いますが、まず第一点目の国保の都道府県単位化で町の国保の運営はどのように変わると考えるのか、まずその点を伺います。

**○議長 小田 武人君**

住民課長。

**○住民課長 岡本 正美君**

平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなります。一方、町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

市町村の役割は、今までとそれほど変わりませんが、この中に県のほうがですね、国保の運営方針とか、国保運営協議会そういったものをですね、行っていくということになって、市町村ごとの国保事業費の納入金を決定すること。市町村の標準保険税率等の設定を行うという大事なところ、特に保険料にかかわるところですね、県が主体的にやることになります。それで、あと1年後にはですね、国保の広域化が始まるわけですけど、県のほうとしてもですね、国保の広域化をやったら保険料設定はどのくらいになるのか、そういった試算をやっていると思いますが、その点は、試算は出されているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まだ標準保険料率は決まっておらず、今まで2回の試算がありましたが、負担のあり方について、今後の検討を深めるために、現行制度を前提にした一定の条件のもとで、給付金・標準保険料率をシミュレーションしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

県のほうではまだ具体的なですね、試算は出ていないということですが。例えば、これは埼玉県県の広域化の問題ですけど、埼玉県ではですね、一応試算をやって、それを公表しています。新聞によりますと、「国保税 最大7割増しに」ということですね、統一した算定方式による標準保険税率を適用した場合、市町村によっては、保険税額が最大7割増しになるとしている。国保税額は市町村平均で31%増となり、増加分が大きい自治体では65%から77%増、下位自治体でも5%から10%増と負担がふえるという、こういったですね、試算をしています。ただ、この試算には、一般会計からの繰り入れをする自治体とか、それから充当する自治体、そういったものがありますが、それをのけた中での試算となっておりますので、そういった点ではですね、一般会計の繰り入れとか、充当とかをしなければですね、相当な負担額が出てくるということになります。

それで2点目にですね、県は標準保険料率を適用した場合の試算は行っているのかは、したので、芦屋町は県が策定する標準保険料率を使って試算し徴収するのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

県は、市町村ごとの納付金を決定し、納付金を納めるための必要な標準保険料率を示します。これにより、町は当保険料率を参考にして、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。さらに、徴収した保険料等を財源として、納付金を県に支払うこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

標準保険料率を使ってやることとなりますが、それぞれ福岡県内でもいろいろな自治体がありますけど、それぞれの自治体で独自医療を取り組んだり、保健事業とかいろいろなところをやっていると思いますが。そういった部分については、この標準保険料率の中には入って含まれていないと考える。そういった点ではですね、第4点目の町が独自で行う給付事業や保健事業は継続されるのか。また、削減される、そういったことがあるのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

芦屋町では、子ども医療、ひとり親家庭等医療及び重度障害者医療において、中学3年生まで、入院、通院ともに無料としています。この予算は一般会計に計上しており、国保以外の保険も対象となっています。

また、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるための健康診査及び保健指導によって、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指します。この事業は、町に義務づけられていることから、今後も続けていくこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

現在やっている保健事業、そういったものを広域化になっても後退させることはないという、そういった内容だというように受け取りますので。

それではですね、5点目の先ほども言いましたように、一般会計からの繰り入れとか、そういったことをしないとイケない状況になったときには、相当の国保料のアップというのが考えられ

ますけど、芦屋町としては、現在も一般会計からの繰り入れをですね、行って、最終的には補正予算でも行うという形をとっていますが、今後もですね、こういった一般会計の繰り入れは維持していくという、そういった考え方でよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

国は、平成30年度以降、追加公費の投入や納付金の導入、財政安定化基金の設置等により、国保財政の赤字を解消しやすい仕組みになると考えられることから、収納率向上や医療費適正化等の取り組みを進めることで、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を設定して赤字の解消に努めることとしています。しかし、30年度からの国保の広域化によって、どのようになるか不透明な部分もあることから、今後の推移を見守っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一般会計からの繰り入れについては、今後の不透明な中でということ、推移を見守るということでしたが、前々回、やはり半年か1年ほど前にも、この国保の広域化の問題で質問したときには、確か理事者の方は、副町長か町長か、今後とも一般会計からの繰り入れは行いますという、そういった答弁をされたというように記憶しております。それと、確かに県の適正化の方針とかそういったものにおいても、最終的には課長が言ったようにですね、赤字解消を目指すということにしていますが、ただ一般会計からの繰り入れについてはですね、それぞれの自治体の裁量で行えることだから、県とかまた厚生労働省もそれに対して口を出せるものではないという、そういったことも言っております。そういった点ではですね、やはり、住民の軽減負担、そして何よりもやっぱり国保料が上がっていけば、国保料を払えない方が出て来られるということ。それでは町の国保会計の滞納がふえていく問題もありますし。また、そういったことをやっていく中で資格証明書の発行やですね短期証の発行、そういったものが行われて、やはり医療にかかれないという問題が生まれてくるという。これは財政的な問題とかそういった問題ではなくて、やはり憲法に保障される、憲法25条の精神からいっても、そういったことがあってはならないと思いますが、そういった点ではですね、今後とも一般会計からの繰り入れをですね、行い、町としての最低限の責任を果たしていくということ、私はしなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

この問題はいつも出てくることでありますが。もう議員御存知のように30年度から国保の運営は、都道府県が財政運営責任を負うということの中心的な役割を行うという仕組みに大きく変わろうとしておるところであります。現在、この移行に係る協議などが連合で行われております。

芦屋町ではどうするかと、今後そうなった場合、どうするかという御質問ですが、ここ数年、国保税では医療費の給付などを賄えておりません。一般会計から繰り出しに頼ってきたことは、これはもう議員の御存知のとおり、事実であるわけでありましたが。一方、社会保険の方と比べるとですね、これは社会保険の被保険者の方にとっては非常に公平ではないのではないかという意見もあるということは、もう周知の事実であるわけでありまして。しかし、国保の加入者が社会保険の方と比べると、所得の差があると言わざるを得ないところでもあります。したがって、一定程度の一般会計からの繰り出しは、いたし方ないところではないかと思っております。また、医療保険は、保険料で医療費を賄うという大原則があるわけでありまして。

このような中、今後の保険料や一般会計の繰り出しなど、現段階で、今のこの段階です、具体的な考えというのは、今お示しすることは難しい、今、段階に来ておるわけでありまして。30年度から大きく変わる国保の制度につきましては、現状を踏まえ鋭意検討してくとともに、納付金や標準保険料率などが明らかになったときには、今後の方向性などについて町の考え方をまとめていきたいと思っております。いずれにいたしましても、この方向性がはっきりしないと、今の段階です、どう変わっていくのかというのは不透明でございます。その辺は御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

先ほど課長の答弁の中でですね、県のほうで国保財政化基金が設置されるということをおっしゃっていましたが、先ほども言ったように、県の納付金額が決定しますと、町は100%の納入が義務づけられています。それで町が保険料を徴収した場合、それに足りないという、そういった状況も起こってくると。そういった場合についてですね、国保の財政化基金が設置されているので、これを広域連合が貸しますよという、そういったことでですね、財源不足になったときには、貸し付けられるという、そういった制度がつけられます。ただ、それを借りればですね、それに対する返還をしなきゃいけなくなります。その返還についてはですね、徴収する保険料、そのなかから返還しろということになりますので、保険料に上乗せされ、返還を行うということになります。

そうなるとう高い保険料がさらに高くなっていくという状況になります。これは介護保険の広域連合が発足したときにですね、809円で保険料を設定したのですが、最終的には大きな赤字が出て、40億円赤字が出て、県の財政安定化基金から借りたわけなんですけど。それによって、また保険料が大幅にアップしたという、そういったことがあるので、これに手を出すとですね、本当に、住民負担がふえていくということになるので、やはりこういった形ではなくて、一般会計からの繰り入れを少しでも、やっぱりそういったところを、保険料の軽減を図っていくということが必要です。

先ほども言ったように、厚生労働省は一般会計からの繰り入れには、それぞれの自治体で判断していただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないという、国もこういったふうなことを言っているんですけど、ぜひですね、今後とも一般会計からの繰り入れということを念頭において、国保の運営をやっていただきたいと思います。

続いて、3点目の子育て支援について伺います。

まず第一点目、就学援助制度の新入学準備費用の要保護世帯の国の補助単価が2倍になったが、町が単独で行っている準要保護についてはどうなのかを伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要保護世帯における新入学準備費用の国の補助単価が2倍になる予定との情報は、もう事前に福岡県から通知があっており、把握はしておりました。今後、実際に国や福岡県から通達を受けてからの判断・方針決定になりますが、準要保護世帯への新入学準備費用も、同様の対応をする必要があると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これを国が2倍化したというところはですね、やはり新入生全員が購入するランドセルやまた中学生になった時の制服、そういったものの費用がですね、やっぱり就学援助の費用と大きく乖離しているという、そういったところからですね、国もこの抜本的な引き上げをやったわけなんですけど。例えば、現行がですね、小学校が2万470円、これが4万600円に引き上げられる。中学校は2万3,550円が4万7,400円ということになっています。ただやっぱり入学する場合にはですね、本当に大きな、やっぱり費用が必要になってきて、ランドセルもやっぱり数万円かかるとかね、いろいろ大変なので。中学校1年生では制服だけで平均4万6,00

0円、体操服や上着、カバンなどを含めると入学前に10万円以上かかるという、そういった実態がある中でですね、やっぱりこれは上げなければいけないということで、こういうふうになったんですけど。要保護については、これは生活保護法第6条第2項の規定により、扶助費としてですね、されるわけですけど、準要保護についてはですね、これは町がですね、決めるということになっているので、ぜひ町にやっていただきたいというふうに思っています。この中でも、国がですね、町に対してそんなふうに要保護はちゃんと措置するんだから、準要保護についてもやりなさいという通達が出てきていると思うんですけど。でも、もともとはですね、要保護も準要保護も国の責任でやっていたというところがあるわけですね。それで2004年ぐらいに、これはもう一般財源化するというので、準要保護については町で責任を持ってとって切ったわけなんです。そういった点ではですね、町としてはちゃんと財政措置もしないで、町に責任転嫁して自分たちだけという指導すること自体が納得できないとかいう、そういった声もあっていますけど。もともと、やっぱりそれは当然、教育は国が保障するものであってですね、全国どこでも同じ水準で受けなければいけないという状況です。今、それぞれの町で準要保護をやっていく状況の中では、後でも触れますけど、資格の問題とかそういったので、それぞれの町で水準が違うというところにやっぱり大きな問題があるので、そういった点ではですね、これは当面はやっぱり、そういった生徒・児童にですね、負担を犠牲にするのではなくて町がちゃんと担保するということと、それと同時に国に対してもですね、教育は国の責任でやっていけという、そういったことをですね、やるべきだというふうに思っております。ぜひですね、そういった声もですね、町としても上げていただきたいというふうに思っています。

続きましてですね、2点目、昨年度就学援助の所得基準を下げ、新たに就学援助を縮小した自治体の27市町村に芦屋町が上がっています。文科省は影響の出ないように対応することを求めていましたが、町はなぜ対応していないのか。また、このことにより就学援助を打ち切られた生徒はどのくらいいるのか。これについて伺います。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

まず、川上議員が御指摘されましたのは、平成27年10月の朝日新聞記事に基づくものと思われませんが、芦屋町は就学援助の所得基準を下げたわけではございません。平成25年8月から、3カ年かけて、国の生活保護の所得基準が見直されたことを言われているものと理解いたします。

平成25年度まで、芦屋町の就学援助の所得基準は生活保護の1.3倍でした。そして、平成26年度から現在までも、所得基準は1.3倍のままです。平成26年度から生活保護の所得基準見直しにあわせて、町の就学援助の基準変更を検討した結果、1.3倍のままでもほとんど影

響がないことが判明したので、所得基準を変更しませんでした。そして、この内容を福岡県の調査に回答したところ、芦屋町を含めた27自治体の実質引き下げのように報道されたものと認識しております。

なお、平成25年度の所得基準だと就学援助が受けられたのに、平成26年度の所得基準だと就学援助が受けられなかった世帯はおりませんでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

対象者はいなかったということと、芦屋町は所得基準が1.3倍を維持しているということですけど、それはそれでね、そうなんでしょうけど、生活保護基準が下げられたといった中で1.3倍になるということは、その前の水準でいけば、例えばこれが1.275倍になるという可能性だってあるわけです。今回言われるように、その対象におっってはじかれた方はいないというふうになるんですけど、もともとそういったように下げられたら、今度ボーダーラインにおる方々なんかはじかれる可能性もあるし、また就学援助を受けようとしていた方が、その前の基準の1.3倍なら受けられたのに、新しい基準の1.3倍になったときには受けられないという、そういった方も出てくるという。国の方法はそういった誤差があるから、その誤差をちゃんと元の基準でから判断してしなければならぬですよという通達を出したわけですよ。そういった点では、そこのその隙間を町がちゃんと考えた中で対応して行って、ボーダーラインではじかれるような人がないようにしなさいという、そういったことが必要じゃないかなと思っています。これも先ほど言ったように、もともとは国がちゃんと本来的な責任を持ってやらないけないのを、それを町に転嫁しているところに大きな問題があるんですけど。ただ、言ったように、町の都合、国の都合でそれに犠牲になる児童や生徒が1人でもあってはならないというのが私たちの考えです。その点です、やはり、調整した中での基準で就学援助の対象判断を行うという、そういったことが私は必要じゃないかなと思いますけど、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

調整といいますか、基準の引き下げ等についてですが、平成27年10月から通学費補助もスタートし、先ほど御指摘もありました新入学準備費用の増額も国で検討されております。このため、町では現在、所得基準を引き下げる予定はありません。また、遠賀郡内と比較しても、芦屋町が突出して厳しい基準というわけではありません。少なくとも、水巻町、岡垣町よりは認定し



やすい基準となっております。なお、国のほうでもさまざまな政策を検討しているようですので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

芦屋町ではね、対象者がおらなかったということを言われていますが、例えば同じような内容で岡垣町では、そういったふうで対象者が出て、前年は受けられたが、明くる年はこの基準によって受けられなかったという児童がいたという、そういったこともありますのでですね、その点は本当に児童や子供が犠牲になることがないように町としてもちゃんとやっていただきたいと思っています。

それと、前回のときに入学準備金の入学前支給はどういったふうになったのか、どうするのかということ聞いたんですけど、そのときの課長の答弁ではいろいろな煩雑な手続なので、芦屋町は今までどおりにやりますということでした。しかし、その後、遠賀郡内でもですね、岡垣、遠賀、水巻なんかもやるという方向で水巻は来年度からしますし、福岡県内も多くの自治体が入学準備金を入学前にやるという、そういった方向で調整が進んでいます。芦屋町はどうなったのでしょうか。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

今、議員御指摘のように、北九州市など近隣でも前倒し支給を始める自治体がふえ始めましたので、平成29年度には芦屋町も再度検討する必要があると考えております。なお、北九州市や宗像市など、他自治体の導入手法をよく研究し、遠賀郡内でも意見交換をしております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

ぜひですね、新年度からというのは今の状況では無理ですけど、来年度からはですね、実現できるように。これは、一つは新たに予算がいるものではなくて、手続上、早く進めれば良いというだけの問題であるということで、どこの自治体もですね、これに取り組むという要求があるのであれば、これに取り組むとなっておりますので、ぜひですね、来年度からの実施をお願いいたします。

それと最後にですね、子ども医療費の減額調整措置についてです。

芦屋町では県内でも先進的に中学3年までの医療費無料化を実現したが、国はこの制度に対して国保の減額調整措置を行っている。しかし、昨年暮れ、厚労省は一億総活躍プランに基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果についての通達を出し、国保の減額調整措置を行わないことを求めた。この見直しにより生じた財源により、さらなる子ども医療の拡充をできないのかを伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

国が平成28年10月に、医療保険制度における子供の自己負担額分に係る医療補助について調査したところ、市町村ごとに、対象年齢、自己負担の有無などでさまざまな違いはあるものの、未就学児に限定した場合、全ての市町村で何らかの医療助成をしていることが明らかになりました。このため、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療助成については、国保の減額措置を行わないことになりました。

町としても、昨年の10月から中学3年までの入院・通院を無料にしたばかりであり、平成30年度からの国保の広域化もあるため、現段階では、新たな子ども医療費への助成は考えていません。また、国は見直しにより生じた財源については、さらなる医療費助成への拡大ではなく、他の少子化対策に充てることを求めています。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ちょっと聞き逃したんですけど、これによってですね、どのくらいの財源が出るとかそういったところはわかっていますか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まずですね、国保の仕組みを簡単に御説明いたします。

仮に窓口の自己負担を2割としますと、残り8割のうち、50%は保険税等で、残りの50%は国庫負担と国、県の調整交付金で賄っています。減額調整措置というのは、地方の単独事業によって、一部負担金が軽減された場合は、その分は、当該自治体が負担すべきものとされており、国庫の公平な配分という観点から、減額調整がされているものです。窓口負担の額により、減額調整率が決まっており、助成金を含む医療費にこの減額調整率を乗じて、国庫負担等が算出され

ています。また、県も独自の助成を行っていることから、芦屋町における国保の減額調整措置の額を算出することは、難しいと思われます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

金額的にはなかなか出ないということですが、ここにもある、厚労省の通達にもあるようにですね、確実にあの減額調整措置を行わないことによって、交付金がふえるという、そういった点だけは確かです。ただ、厚労省が医療費の助成の拡大に使ってはいけないですよ、少子化対策の拡充に充てる方向に持っていきなさいという、そういったことを言っているんですけど。ほかの少子化のほうに持って行って、そしてその浮いた財源を医療費に充てれば一緒のことじゃないかなと思いますけど。とにかく、やろうと思えばですね、できるわけです。ただ、今度のうちの医療費拡充となれば、高校生までというふうになっていますので、それは大変なところもありますし、最近ではやっぱり定住対策ですね、22歳まで医療費無料化をやったところも、自治体も出てきています。国も医療にですね、少子化って対策の拡充に行いなさいという、そういった点からどういったふうに感じるかということで、最後にちょっと町長に伺いますけど、やっぱり定住促進とかですね、そういったことで町の人口をふやしていくということが今、必要ですし、芦屋町も一生懸命やっています。やはり子育て支援がどれだけ定住化促進につながるかということで。例えば徳島県ですね、板野町ではですね、人口が15年ぶりに増加したということで、ここは14年に0.94に落ち込んでいた合計特殊出生率が16年では1.48までV字回復したということで、ここは保育料の無料化をやっぱり中心的にやっています。

それから、県レベルでは、鳥取県なんかはですね、自治体消滅論で言えば、お前のところ、鳥取県なんて県ではないというような言い方をされていますけど、ここなんかでも、09年から14年までの6年間の移住者数は4万3,444人というのは、全国一位の実績となっているということで。ここもやはり移住、定住促進施策として、県として保育料の無償化を支援するということですね、県としてもそういったところに対して補助金、2分の1の補助をやったりということ。そういった補助金を使ってですね、県内の自治体は第1子からの保育料の完全無料化を行っていくという、そういったことでやはり定住促進を進めていっていくという問題があります。

それから、前回にした給食費の無料化、これもですね、まだ多くはありませんけど、例えば、12月19日付の朝日新聞の一面では「給食費無料化 じわり拡大」ということですね、これも人口の多いところ、例えば大田原市というところでは2億7,000万円の投入とか、相生市

では1億790万円、みどり市は2億2,000万円とか小規模自治体ではなくて、大きなところですね、これに取り組んで、やっぱり定住促進を進めているということでありまして。これ、芦屋町もいろいろやっていますが、やはりこういった財源を使って、特に国保に関してはですね、国保の支援制度が国から今度は降りてきますので、これによって大体芦屋町でも2,500万ぐらいですね、歳入があっています。今後からは、確かこれを2倍にするということで5,000万近くの支援金が入ってくるというふうに思いますので、そういったものを使いながら、定住促進のためのですね、子育て支援策をやっていくべきじゃないかと思いますが、その点、町長に最後に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

子育て支援策というのは、たくさんあるわけですが、定住化促進のメニューとして芦屋町もいろいろなメニューを出させていただいておるわけですが、ただ、今の川上議員の、今回の質問の、国保の見直しに生じた財源ということで、質問ということでございますので、他の子育て支援のことを言うと話が長くなりますので、その点についてです。

まだこの財源というのがまだはっきりしていない。恐らく、そう大した金額ではないかというふうに言われておることであるわけでありまして。あと、こういう子育て世代が、今、何を求めているか、まずニーズ調査をしなければならないと思います。今、何をしてもらいたいか。一番何をしてもらいたいかというのが、一番大事なのではないかと思っております。そういうことを調査しながら、子育て支援策を拡大していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。今回ですね、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1件目なんですけれども、自治区活性化の支援についてであります。町では、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指して、現在、第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画が推進されているところであります。前回の定例会において、私は住民とともに進める協働の

まちづくりについて一般質問を行ったところであります。その趣旨は、協働のまちづくりのためには、現行の自治区担当職員制度の効果的な運用の促進を図り、まずは自治区が元気になることが必要であると考えたからであります。自治区が疲弊した状況であれば、協働のまちづくりなど、成し得るわけがありません。ましてや総合振興計画をつくっても、なかなか進まないのが実情でありましょう。

そこで今回は、率直に自治区活性化の支援について、これを焦点に当ててお伺いいたします。

初めに、町は自治区活性化の意義や支援の重要性をどのように捉えているかお伺いいたします。

**○議長 小田 武人君**

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長 柴田 敬三君**

地方分権、地方創生といった新たな自治体運営が求められる現代においては、町と住民とがまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりが重要となっています。このような認識のもと、町と住民とが住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、住民参画まちづくり条例を定めました。

このような中、芦屋町では、第5次総合振興計画において、7つの基本目標を掲げ、その1つに、「住民とともに進めるまちづくり」を掲げました。この目標を達成するためには、協働のまちづくりを積極的に展開する必要があり、またその推進には、地域コミュニティの醸成が不可欠です。そして、その核となるのが自治区と認識しております。その自治区の活性化のため、組織として自治区活性化促進会議があり、自治区での活動を支える財源として、自治区活性化交付金による支援も行っているところです。また、町職員の意識改革の必要性もあわせて、自治区担当職員制度による人的支援を行うなど、自治区の課題解決につながる支援を継続しているところであります。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

松岡議員。

**○議員 2番 松岡 泉君**

今、答弁がありましたように、私と認識は一緒だと思います。やはり、自治区が元気である。これが全てに町のですね、まちづくりに貢献しているのじゃないか。原動力はあくまでも自治区であるということは、認識が一致したかと思います。それでさきの町長の平成29年度施政方針に、住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民自治を高め、住民の皆さんが自らの地域の課題に取り組むことができる仕組みや意識啓発を図ることが大切であると方針が示されております。それではですね、今、認識は一致したわけですがけれども、それでは町は、自治区はどうい

う姿であるべきかと認識しているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町が思い描く自治区ということですので、自治区の住民が地域のつながりを大切にしながら、お互いを助け合い、それぞれの区の将来像を目指して活動して、自治区民の意見を町政に反映することで、誰もが住んでよかった、訪れてよかったと言える、豊かで暮らしやすい協働の町というふうになることが、自治区と町の理想の形と考えおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

主から概略的な話ですけれども、私はやはり自治区のあるべき姿というのはどういった状態かというのは、常にですね、町としてもモニターをしていただきたいと思います。これについては、現在、自治区の担当職員制度に基づいて、そういった自治区の状況については逐次モニターは進められているかと思うんですけれども。私が考えるにですね、自治区とは、やはり人材がそろっておらなければならない。これについてはリーダー、それからリーダーを支える役員ですね、担い手の方々、それから組織が機能していることが重要かと思えます。これはそういった役員の方との連携のもとにですね、そういった運用組織が確実に機能しているというようなことだと思います。

それから、やはり自治区ですけれども、今、加入率がかなり低下している中で、自治区の総体として見れるかどうかというのは、非常に疑問なところはありますけれども、自治区としては形而上・下の総体であると。要するに住民の代表の組織が自治区であるという認識が必要じゃないかなと思われま。

それと、前回個人情報の取り扱いについて、私、適正化についての質問をさせていただきましたけれども、やはり地域の活動においてはですね、そういった情報についての共有化が図れるような個人情報の取り扱いについてはですね、過敏な反応でなくして、適切な取り扱いが求められると思います。それと重要なのは、あくまでも、やはり資金ではないかと思えます。各自自治区についてはですね、公民館等がありまして、活動の拠点はある程度確保できているかと思えます。そのほかですね、地域にかかわる関係団体とのネットワークの構築、これについても包括ケアのところでも考えられるんですけれども、そういったチームワークの連携が非常に重要になってくる。こういった自治区として必要なですね、機能なり確保すべき要件というのをしっかり見据え

ていかなければ、地域の問題は解決できないじゃないかなと思います。

今、申し上げましたように、前回の定例会の中で自治区担当職員制度の進捗状況をお伺いいたしました。現在ですね、ステップが1から2ということで、逐次その効果も現れてきてるかなとは思いますが、私自身ですね、そういった自治区の活性化ということがあって、これに関しての成果を早急に求めたところでありましたけれども、前回の定例会で、町長のほうから成果を求めるのは時期が尚早であると。これについてはですね、5年、10年と長期にわたって、そして経験した職員が次の職員に伝えるということであるという答弁でありました。しかしながら、私はですね、私は現状のままの支援では、この自治区は立ち行かないんじゃないかというふうに考え、危惧しておるわけです。社会情勢や個人のライフスタイル、価値観の変化などに伴い、自治区においては、住民の自治区に対する関心の希薄化などから、自治区加入率の低下や後継リーダー、役員、活動の担い手が不足しているのが事実じゃないかと思います。こういった中でですね、町は、自治区の喫緊の課題をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。また、その要因は何と考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町では、平成26年度から自治区担当職員制度を始めておりまして、まずはステップ1ということで住民と職員と顔見知りになろうというようなことで、町民体育祭を初め、各地区の行事に顔を出して、それがもう3年目になっております。また、昨年からはステップ2ということで、それぞれの地域に職員が会議等に行っていてですね、それぞれの地区の課題等の掘り起こしを行っております。

その自治区ごとに抱える課題というものはさまざまでございますけれども、芦屋のみならず、全国的にも共通している課題は加入率の低下及び高齢化による担い手不足が課題と考えております。これらの要因として、区への加入があくまでも任意加入であること、また防犯・防災、環境問題、高齢者福祉など地域での解決が必要な課題が増大、多様化する中で住民の高齢化等による担い手の減少により、区の活動に多大な負担感を感じている方が多いことが挙げられるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、認識は一致すると思うんですね。やはり、自治区として喫緊

の課題としては、自治区の加入率が非常に低迷している。それと、やはりリーダー、役員の担い手がですね、不足して活動がどうにももうまくいかないといったところではないかということで、認識は一致するわけですがけれども。先ほどの町長の施政方針の中にもですね、今後とも住民同士のコミュニケーションを高める自治区の活性化や加入率向上のため、自治区活性化事業交付金による財政支援を行うとともに、自治区活性化促進会議などを通じて自治区活動の支援を進める。というふうにあったわけですが、そう言いながら、なかなか進んでいる姿が見えないんですよ。担当職員制度でありますけれども、先ほど申しましたように、長期化をもってその成果を求めていけばいいという町長のお考えも示されたところでもありますので。そういうことでもありますけれども、私はやはり、そういう意味からしたら、この重要なですね、2つのテーマに関してはですね、支援策をさらにですね、行政側から後押しをするべきではないのかというふうに思えるんですけど。これについては、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

加入率の低下及び高齢化による担い手不足が芦屋町の課題の一つというふうに考えておりますけれども、町としては、財政的支援として自治区活性化交付金の交付、人的支援として、自治区担当職員制度に取り組み、協働のまちづくりを進めるため、全ての職員が地域活動に参加して、町民の自主的な地域づくりをサポートしております。担い手不足というのは、自治区だけではなく老人会や子ども会、PTA等でもよく聞いておる話でございます。

しかし、地域にはさまざまな特技や職業経験を持ちながら、活動に踏み出されていない方が多く存在すると言われております。隠れた人材を掘り起こすには、その地域の中で声をかけていただいて、勧誘等を行うなど、そこそこの、それぞれの地域の実情に応じた工夫が必要ではないかというふうに考えております。そのような人材を、自治区の活動の中で経験を経て、次の担い手になってもらう、地域が求める人材育成ではないかというふうに考えております。

また、先ほども言いましたけれども、自治区が抱える課題はさまざまでございます。それぞれの区のニーズにあった活動や行事等を実施することも有効であると考えます。子供さんが多い区であれば、主人公は子供たち、高齢者が多い区であれば主人公は高齢者というような取り組みを充実することも有効な手段と考えますし、元気の出る区になるのではないかと考えております。

町としては、自治区活性化の支援として、財政的支援である自治区活性化交付金の交付並びに人的支援である自治区担当職員制度に取り組んでおります。平成27年度は延べ164名、28年度は参加者数の多い地域一斉清掃や町民体育祭が雨のため中止となりましたことでもあります。



れども、125名の参加となっております。町としては、これらの取り組みを今後も継続することで自治区活性化の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

自治区のほうにもですね、今、答弁があったように、潜在する資源は人的資源ですよ、そういった方があるんじゃないか。ないところもあるとですね、自治区によっては。もうほとんど高齢者の方という形で、なかなかそういった人材を掘り起こしするのが難しいといった自治区もあるんじゃないか。全ての自治区で同じようなことは言えないかと思うんですけど。ただ、そういった人材を潜在する資源をどのように登用するか、そういったところが自治区で考えてくださいね。自治区の自助努力ですよ。そう言ってもですね、なかなか進まないのが実態じゃないかなと思うんですね。そうしたときに、前に進まないときに、やはり後押しがいると思うんですよ。それはやはり、町としての責務だろうと思うわけですね。やはり先ほどの認識でも一致しましたように、町が発展するには自治区だということをさっき確認したわけですね。そういうことを勘案すれば、やはり自治区が進まないそういう現状にある限りはですね、後押しをするのがやはり町であるわけです。ただ全てにですね、このみずからが自分の地区を発展させていくと。自治を自分でやるということでもありますけれども、やはりそこにつなげるまでは、町のやっぱりサポートがなければ、なかなかそれは難しいんじゃないかなと思います。

それで人材なんですけれども、今までと違って自治区のリーダーというのが、今までと同じかというところじゃないと思うんですね、私は。つい最近のリーダーというのは、非常にやっぱり求められる能力・資質というのが、今までになく多様化しているというか、求められるものが多いんじゃないかと思うんですね。1つは、例を挙げるとすれば、関係するステークホルダー間のコーディネートをやったりとかですね、そういったこと。それから関係者、非常に多くの方がおられて意見も多様化する中でですね、その意見をまとめて一定の方向に進めるようなビジョンとかコンセプトとか持つとかなければならない。といったときに、自分の価値観とか、そういう能力がかなり問われるんじゃないかと思うわけです。そういった中でですね、自治区のほうで人材がいなくて。区長さん悩んでおられて、じゃあどうしようかということで、周りを見渡すと、やはり人材を育てなくちゃいけないので、何か手段はないか、方法はないかと考えておられるかと思うんです。そう思って課題があるということでは認識されているんですけども、その打開策、足を踏み出す、そこまでは至っていない。そういうところだと思われるわけですね。自治区によってはですね、その、やはり担い手について危惧している先進地はやっぱりたくさんあります。

インターネットで見たらわかるようにですね、実際ですね、ここにありますが、これは札幌市のものなんですけど。札幌市の市長さんですね、やはり町内会が頑張らないけれど、町内会元気に担い手育成塾というのを計画しています。テーマをちょっと御紹介しますけども、広報誌作成の方法を学ぼう。2つ目、会計や個人情報の取り扱いについて。新たな情報発信、基礎編、これ応用編もあったかと思うんです。地域の意見集約についてどうあるべきか。こういった4テーマについて、28年度で担い手育成塾を開催しています。1講座50名限定無料であります。そういったことで、先進地においては、次の担い手をどうするかということを実際に考えているというんですよ。やっぱり、人材育成が全てだと私は思っているんですが。そういうことで、札幌ではこういったですね、取り組みをやっておるんです。

それでですね、お伺いしますけども、町としてですね、自治区の人材育成に伴うカリキュラムの作成支援、それとですね、OFF-JTになるかと思うんですが、そういった人材が学べるような講演会、研修会、講演会そういったものにですね、斡旋ができないかどうかお伺いしたいんですが。この件よろしくお願いたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

将来の区の人材育成ということですけども、先ほどもちょっと申しましたけれども、将来の区長さん候補とか役員候補さんとかについては、地域に隠れたさまざまな方が、まずはいらっしゃると思います。その人材の掘り起こしについては、地域の方が主体となっていただきたいというふうに考えております。そのような人材を、その自治区活動の中で経験を得て、その地域が求める人材育成を行うということも必要ではないかと思っておりますし、町としては、財政的支援や人的支援に取り組んでおります。そういった中で区長会等々も協議しながら、こういった手法、自治区と協議しながら、自治区の後押しと言いますか、支援を今後もしていきたい、継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町としてはですね、十分な支援をやってますよって、今、答弁があったんですけど。それから、掘り起こしは自治区が主体となってやるべきですよ、という話ですよ。現在ですね、町のその自治区活性化交付金要綱がありまして、これの限度額が一応700万です。そのうちの約200万前後だと思うんですけども、区長会が管理して、それぞれあと500万程度を自治区の活

性化の各事業に充ててくださいということで、加入者に応じた世帯数割の金額が配賦されている。一番多いところでも、花美坂になるかと思うんですけど、四十数万円ですね。区長会から出されています計画を見ますと、どうなってるかと言うと、711万くらいの計画策定。それは、やはり700万の要綱があって、限度額が定めておりますので、700万円を自治区活性化交付金として受け取るとすれば、そういった計画が出てくるのは当然のことだろうと私も思うわけです。しかし、本当にそれで足りるのかということなんです。

今、先ほど申しましたように、自治区の人材を育てようと思った場合には、必要なですね、OFF-JT、またはOJT、自己啓発もあるでしょうけれども、そういったものを活用しながら併用してですね、自治区のリーダーとして必要な人材をつくっていかねばならないと思うんです。人づくりでありますので、非常にお金がかかるかとは思いますが。そうした場合はですね、芦屋町のそういった人材育成に充てる、適用できるお金というのは、資金というのはこの自治区活性化交付金しかないですね。町ですね、見ますと、人材育成事業補助金交付要綱というのがあるんですが、これがなかなか活用はされてないみたいですけど。県とか国の補助をいただいた残りの分を町が4割補助する。だから、手出しが若干いるような状況、これは、あくまでも事業に関してになっていますので、今回の自治区の人材育成については、資金がないというような状況であります。区長会の計画によりますと、人材育成のための研修会の計画も、一応、計画上は計上されています。しかし、誰が行っているかと言うと、それは現在の役員の方たち、または区長さんです。じゃあ、その人たちの後継者はどうかと言うと、そういった機会には恵まれておりません。そういう意味からしたらですね、私は700万足りる、足りないということじゃなくて、ひょっとすると足りなくなることがあり得るかなということなんです。そうした場合にはですね、この新たな交付金制度というのは考えることはできないでしょうか。ちょっとそのあたりをお伺いいたします。

**○議長 小田 武人君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 入江 真二君**

先ほどからの同じような回答になりますけれど、その自治区活性化交付金につきましては、競艇場の収益から700万をいただいて、これを区の活動資金ということで区長会のほうに交付しております。この内容については区長会のほうに任せておるわけでございますけれども、今は主に区の活動であったり、区の加入の啓発活動であったり、そういったことに区長会で利用されておりますけれども、そこの人材の育成っていうこともその必要性だったりとか、どういったものをするというようなことは、今後協議しながら区長会とも検討していきたいというふうに考えております。できればこの700万も、すみません、申しわけないですけど、このまずは70

0万円の中でというように考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうしても形骸化するので、私は言いよるわけですけど。やっぱり必要経費というところを勘案していただいてですね、是が非でもですね、町が元気づくため、地域を元気づけるためにもですね、やはりそういった資金源というのが一番重要だと思うんですね。それを確保できなければ、新たな取り組みも、自治区としては発案してもできない。やる気がなくなってくると思うんですね。私は先ほど言いましたが、この700万円で足りればいいのですが、足りないような状況ですね、区長会から申し出があったときはですね、やはり町としてもですね、じっくりと検討していただいてですね、できる、できないがあるかと思いますが、予算経費もかかってくると思うんですけど。しかしながら、人材育成というのは、やはり町の宝づくりというか、財産になるわけですので、全く、当初の意味も含めて考えればですね、全く無駄なことではないと思います。人づくりですので。

先ほど課長のほうからですね、人材の掘り起こしは自治区のほう为主体ですよということがありました。私もその通りでありますけど、先ほどから申しておりますのは、それをできていないのでサポートしてやってくださいということなんですね。掘り起こしは難しいですよ、なかなか。今までできていれば、ちゃんと人材がおるわけですから。それができないでいるわけですね。やり方としてはですね、取り組み、いろいろなところを調べてみたら載っているのはあつてですね、掘り起こしのそういった取り組みをやっている自治区もたくさんございます。若者が参加しやすいきっかけの接点づくりとか、他の組織の連携をやって人材を確保するとかですね。それから、活動が負担にならないように。こういったのはちょっと消極的ですけども、役員の任期をちょっと少なめにして交代していこうとか。若者を役員として登用するというようなことも考えていきたいというところで掘り起こしをやっているんですけども。

私は、先ほどお金のことばかりちょっとまた言って、町長から苦言があるかも知れませんが、極論なんですけど、これちょっと私もわからなくて、今は費用弁償で会議なんかに出ると費用弁償をいただくわけで。公務員についてはとか行政、執行部の皆さんはそういったところに出て行ったり、議員が研修会に行くとそういった費用弁償があるかと思うんですけど、一般のこういった人材登用するためとか、育成するためにカリキュラムを設けてですね、そういった場合のOFF-JTの中で研修会に参加した時の費用弁償とかいったものは、仕組みとしては、これはつukれないものなんですか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

町が出す費用弁償、いわゆる旅費ですよ。これについてはいわゆる特別職というんですか、非常勤の特別職に対するということでございますので、いわゆるそういう任意の団体の中で特別職でない、いわゆる町の附属機関の場合はですね、そういう制度があってその中で運用しておりますが、そういう附属機関でないところについては、今、町の規定がないというふうに考えております。ただ任意の団体の中で、そういうことをやられているところはあるかもしれません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁で言われましたように、極論で制度的にできる、できないというのがあるのかなと思います。

町の取り組みというか、そういった関係の団体等ですね、いろいろな雑誌をつくっていたりとか、取り組みを真剣に考えている先進地がございます。室蘭市です。平成23年2月に市ですね、連合長会協議会と市の生活環境都市部の活動推進課が中心となってですね、加入促進マニュアル、こういったものをつくっております。中身が非常によくてですね、どのようにして声かけをし、また皆さんに加入していただくかというやり方とか、活動についてのやつが小冊子にまとめてあります。この中にもですね、実例が書いてありまして、これを読みますと、その取り組みにおいてですね、そこにおる住民のみなさん全員がですね、加入したという事例が載っています。中身ですけど、加入の前からですね、勧誘前から広報紙を配付していたとかですね。それから民生児童委員が毎日熱心に登校時の児童・生徒を見守って、子供と顔なじみになってきたと。時期的に子供の参加する行事が続いたこと。私これが重要なことだと思っているんですけど、時期的に子供の参加する行事が続いたこと。ほとんどの世帯に学童・児童がいる。親密感が生まれた。経費をですね、一時的に下げたらしいですね、自治区の会費ですね、3,600円から3,000円に。それから、住民の勤務状況などを考慮して、会館などに集まっての説明会は開催せずに、個別に対応する方法で周知を図ったことなどということで、加入を進める区長会にとってはですね、こういった事例を見てですね、調整していかなければならないと思うんですけど。

先ほどから加入促進についての、町の支援についてちょっとお伺いしたところでありますけども、最後にですね、こういったですね、先進地がつくっております加入促進マニュアル、それか

らヒント、活動のヒントとかですね、横浜市なんかでも結構いいのつくっているんですけど。いつも私、行政の皆様には御迷惑かけます。こういったものはつくれないですかと言ってですね、いつもお聞きするわけですが、自治区のほうで、本来はプロジェクトチームとかそういった中で作成すればいいかと思うんですが、何せそういった人的戦力もないと。またはノウハウもないといったところなので、行政の皆様には大変御苦勞をかけるんですが、そういった加入促進マニュアルの作成、加入促進の支援、それから加入促進の啓発活動。これは区長会が夢中になって、下で頑張っている啓発活動されたりとか、ちょっと一時期見とったんですけど、あれがずっと継続していないというか、イベントに行っても、そんなに加入促進の札を見るようなことがなかなかありませんね。それとですね、関係団体がおられて、いろいろなイベントもあるわけです。特に、今、先ほど言いました子供のイベントというのは、私は大きなポイントじゃないかなと思っていますんですけど、そういったときに、やっぱり加入促進の啓発活動をアピールしていったほうがいいと思っています。これについて、町の加入促進の支援のバックアップについての、こういうことをやっていこうというのがございましたら、お願いしたいんですが。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

松岡議員が先ほどから言われている地域が元気がないのは疲弊しているというところですけども、やっぱりその時代の変化と言いますか、住民ニーズが多様化している。従来からの活動が今とマッチしているかどうかというのは、区長さんも初め、役員さんもそういった不安と申しましょうか、そういったものは皆さんお持ちじゃないかと思っています。また、昔は広報によって、行政情報というのを皆さん認識していたと思いますけれども、今の若い人はスマホなどで、ホームページで情報を得たりすることもあるので、そんなやっぱりライフスタイルと言いますか、価値観が多様化して、それも高齢化等もあり、従来からのレクリエーション活動等々の参加者もどんどん変わってきているのではないかと思っています。そんな現実、区の方がどうしたらいいんだろうかというような思いがあって、元気がなくなっているというか、頭を悩ませているんじゃないかと思っています。町としては解決策の一つとしてですね、区の負担の軽減も一つの要因ではないかというふうには考えております。ただ、そうは言いながらも、自治区が任意の団体であって、住民相互の親睦が目的とある、そんな中で行政と協働して、よりよい地域づくりをしようというようなことで、いろいろなことをお願いしている実態はございます。

ただ、ステップ2、ことしからステップ2が自治区担当制で始まっております。まだ30区の中で8自治区でございまして、具体的な細かい協議内容等々もまだ全部把握しているわけではございませんけれども、そういったステップ2の中で役場の職員が自治区の町民の中に入って行って、

調整役となってですね、それぞれの区の課題であったりとか、今後どういうふうにするか、自治区担当制は最終的にはその自治区の計画を策定するというふうにしておりますので、そういった中で職員を調整役として区の支援をしていきたいというふうを考えております。そういったものが自治区加入率の回復になればというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ともかくにも、いろいろ町のほうにお伺いしましたけども、先ほど申したとおり行政側に負担を強いるわけですけど、自治区活性化のためにいろいろな応援をしていただければというふうに思います。

2件目に移りますが、高齢者などのためのサービス窓口の整備についてでございます。

地域包括支援センターは、高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、平成18年度から保険者に設置が義務づけられました。福岡県介護保険広域連合では、当初、支部ごとに設置しておりましたが、平成24、25年にかけて、構成市町村に設置することとなり、芦屋町では平成24年4月に福祉課に設置されました。当該センターは、平成26年9月の時点で、全国で4,557カ所、設置保険者は1,579保険者でありました。また、ランチ、これ窓口ですね、窓口だけを設置している保険者は385保険者、サブセンター、これ支所ですね、を設置している保険者数は103保険者の状況でありました。設置主体は、町営が1,239カ所、芦屋町も町営ですけども、全体の27.2%、委託が3,292カ所72.2%でありました。この委託の設置主体は、まず多いのが社会福祉法人、次いで社会福祉協議会、医療法人の順になっております。

高齢者が増大する中、事業も多様化しつつあります。高齢者の総合的な相談窓口となる地域包括支援センターの役割は、さらに重要さを増していると言えます。このような状況において、町は町民のニーズに応えるため、相談窓口の環境改善や業務のワンストップ化について、再検討する時期にあると私は考えております。

そこで初めにですね、この地域包括支援センターの役割や業務について、これについては、介護保険法、同施行令や同施行規則に定められておりますけれども、町が行っている当該センターでの業務内容、これについては違いがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括支援センターは、議員御指摘のとおり、介護保険制度の改正によって平成18年度から設置が始まったものでございます。あわせて、平成18年10月18日に厚生労働省が地方自治法に基づいた技術的助言として発出した、「地域包括支援センターの設置運営について」に基づいて、各保険者が地域包括支援センターを運営しており、全国の自治体ともほぼ同じ業務を行っていることを認識しております。

本町の地域包括支援センターの業務について説明申し上げますと、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や指導を行う総合相談の窓口。高齢者の権利擁護や虐待防止のため、関係者との連携した取り組み。要支援者などへのケアプランの作成、ケアマネジャーや主治医、関係機関と連携し、高齢者へ適切なケアマネジメントが行えるよう支援を行っているほか、地域での体操教室やサロン事業などの介護予防事業を進めております。

なお、地域包括支援センターの設置方法は、社会福祉法人等への委託も可能とされておりますけれども、郡内各町や北九州市などの近郊の自治体では直営方式で設置されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

平成26年9月に三菱総合研究所がですね、全国の地域包括支援センターの実態についてアンケート調査を行っております。その中でですね、独居高齢者等の見守りの実施体制についての調査が行われておりましたけれども、我が町では、この独居高齢者の見守りはどのように行われていきますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、第一は民生委員、児童委員ですね。これらの方が独居高齢者の見守りということで、活躍されておられるというふうに認識しております。

次に地域の方ですね、これは地域との関係性、自治区であったりとか隣近所であったりとか、そういう、いわゆる緩やかな関係性の中で、見守りが行われている。これは自治区活動も含んでおります。それから、老人クラブ連合会におきましては、愛の一声運動ということで、高齢者への見守りが進んでいます。このほか別に芦屋町におきましては、平成27年度からですね、いわゆる社会保障充実財源というものを活用しまして、うちのほうで保健師を1名雇用してですね、高齢者の方のお家を訪問してですね、実態を確認したりとか、いわゆる介護予防教室に勧奨した



りとか、地域への参加、そういったものを促しながら高齢者宅を訪問している。これが芦屋町の現状でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の答弁なんですけども、確認しますけども、当該センター所属の保健師さんが不定期に独居者の高齢者の見守りをやっている、そういうことでよろしいですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま申し上げましたとおり、平成27年度から保健師を1名雇用しておりますので、こちらが高齢者宅を回っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

データを見ますとですね、よその自治体についてもですね、不定期については、民生委員とこの地域包括支援センターの保健師さんですけど、やはり同等ぐらいの割合でセンターがこの業務を担ってやっているというような回答が出ているそうであります。

それとですね、緊急連絡先の把握について、これなんです、このデータによりますとですね、この包括支援センターで77%ぐらいが把握しているというふうにデータが出ているんですが、我が町では、緊急連絡先の独居者の方の把握は行われておりますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

実態を申し上げますと、ケース・バイ・ケースでございます。例えば、過去に地域包括支援センターに相談に来られたケース。そういったものにつきましては、私のほうで個別カードをつくらせていただきます。これはもう取り扱い注意でつくっているんですけど、この中でいろいろなことをお聞きしながらですね、緊急連絡先というものを把握しております。

それから、避難行動要支援者名簿ですね、こういったものの作成につきましても緊急連絡先ということで、個人情報を取付させていただいて、機会あるごとに今後とも見守り、そういった継

続的な支援が必要な方については、積極的に緊急連絡先というものを把握していつているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

何でそんなちっちゃなことを聞いているんだということなんだと思うんですが。私は何を言いたかったかと言いますと、同センターのですね、業務がかなりふえているんじゃないかと。福祉課長のところは非常に煩雑な業務をやっておられるんじゃないかなと、私は認識したわけなんです。そういうことで、今までになくですね、この地域包括支援センターというのは、業務がふえて煩雑化してきているんじゃないかなということを確認したかったわけですが。

それではですね、現在ですね、関係職員の方なんですが、第1号被保険者数がですね、3,000から6,000未満の場合、これについては、施行規則のほうで定めているかと思うんですが、我が町は、町長がこの前言われていましたけど、高齢者が、高齢化率が30%近くなってきたから、もう大変よって言われましたよね。人口は1万5,000切っていますので、それをまああすると、4,000名ぐらいの方が高齢者と。3,000から6,000の中に入るわけですけど。これについての規定はどのようになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、議員おっしゃられたとおりですね、地域包括支援センター職員の配置につきましては、介護保険法施行規則第140条の6第1号イで規定されておりまして、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととされております。また、地域包括支援センターの職員が担当する区域における第1号被保険者、いわゆる65歳以上の高齢者の数が3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数はということで、先ほどの3名はそれぞれ各1名とされています。

本町の地域包括支援センターの職員は、町独自の福祉サービスなどを担う高齢者支援系の業務を兼任する保健師2名、それから社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名で高齢者の総合相談や権利擁護などを担当しております。また、ちょっと先ほども説明しましたけども、27年度から福岡県介護保険広域連合から別に交付される社会保障充実財源を活用して、保健師1名を雇用し、高齢者宅を訪問して、実態調査、それから認知症対策を進めています。ほかに、要支援者などに対して介護予防プランなどを作成する介護支援専門員が2名、地域包括支援センターの統括

として管理者を1名置いております。兼任も含め、地域包括支援センターの職員は現在8名で、前述しました高齢者の総合相談や権利擁護を初め、介護予防事業などを推進しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

最低限のですね、基準が設けられていまして、それ以外に厚労省のほうから、法律でですね、町の責務として業務に必要な職員を確保すると、これが義務づけられておりますので、所要の人数が確保できているということが確認をいただきました。

それでは平成28年の実績なんですが、当該センターでの相談件数の状況、対応状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

28年4月から1月までの10カ月間に地域包括支援センターに寄せられた相談は261件で、既に27年度の209件を超えております。

相談の内訳は、介護申請や介護サービス、認知症者への対応や高齢者の生活支援などの総合相談が215件、成年後見制度や虐待対応などの権利擁護に関する相談は14件、介護支援専門員が抱える問題に関する相談が26件、住宅改修などに関する介護予防ケアマネジメントに関する相談が6件でございます。

次に相談者の区分について説明申し上げます。

一番多かったものは、家族からの相談で97件、次に介護支援専門員41件、次に民生委員・児童委員34件、その次に本人からで32件でございます。

地域包括支援センターに寄せられた相談につきましては、それぞれの専門職としての知見を生かしながら対応しておりますが、認知症に関すること、虐待や成年後見に関する内容の場合、問題解決が長期化する傾向にございます。なお、28年度において高齢者虐待に対する措置入所、成年後見制度申立ての技術的支援に至るまでの事例は発生していません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の答弁のとおりですね、徐々に相談のほうもふえているというところで、件数がかなりふえているし、相談の内容もですね、複雑化してきていることだと思います。相談者の当該センターの利用者の所見を聞くとですね、当該センターは福祉課内にありますから、あそこの入って左側で、パーティションを引いてですね、相談を受けながらといったところではないかと思うんですけど。所見を聞くとですね、役場の入り口付近に相談の窓口があるよ。余り人の目にちょっと、が気になるますとか、そういった御意見があります。それから、住民課がその奥にありますので、人が出入りが多いわけですけど、落ち着いた雰囲気ではそういった相談も非常にしづらいというような御意見がございます。

認知症対策についてなんですが、厚労省の算定によりますと、2025年、700万人ぐらいになるだろうと。高齢者の5人に1人は発症するような状態になっているというように試算しております。町ではですね、認知症初期集中支援チームの設置を計画して、これについて対応しようという計画であるようです。そのほかですね、介護保険法の改正により、高齢者に対する総合支援事業が義務づけられております。社会情勢の変化による新たな事業の増大が当然考えられるわけです。そういった中で、今の陣容でふえつつある難題に地域包括支援センターは既存の状態です。利用者に対してですね、適切なサービスが提供できると考えておられるか伺いたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現状の業務評価としましては、厚生労働省より取り組み期限が定められております新しい総合事業や、認知症施策などの推進などの地域支援事業につきましては、福岡県介護保険広域連合内でも先行的に取り組んでいるというふうに考えております。ただし29年1月にですね、閣議決定された次期介護保険法の改正のポイントを見ますと、確実に業務量がふえることが見込まれております。また、今後は町の高齢者、特に75歳以上の後期高齢者が多くなることが見込まれていることから、介護や医療、生活支援、権利擁護などの相談が多くなり、困難事例もふえることが見込まれております。

このようなことに対応するために、適時、人事当局と協議を行っておりますけども、今後とも職員体制の見直し、計画的な業務執行や業務委託により住民の皆さんに必要なサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

地域包括支援センターは高齢者等の相談窓口という特別な特質を抱えております。住民が相談しやすい環境づくりや相談にワンストップ化で応えられるような柔軟な対応機能を維持することが求められていると思います。

芦屋町のその施設を見ますとですね、出入り口付近にあって、パーティションの中でもってですね、相談をします。環境的にどうだろうか。あれ、どうかならないんですか、もう。やはりパーティションで、出入り口で相談をするような行政、どうなんでしょうかね。やっぱり見ているとですね、町の皆様はどのくらい大事にするかという気持ちがこもっていないと私は思いますね。そういうことですね、福祉課内にあるということは、いろいろやっぱりワンストップ化ということで、メリットもあると思うんですが。これについては、検討する余地があると思うんですけども。

この前、先般は久留米市に行きますと、人口的に、20万か30万ですので、8カ所プラスの1、今度追加する予定ですけども。そういうことですね、皆さんの要望とか相談しやすいとか、そういうことを勘案すれば、このセンターを独自にですね、設置することを考えてもいいんじゃないかと思うんですね。業務とか、それから連携をする町の関係団体の方と相談しやすい、または今後ですね、高齢者の生活支援サービス事業を企画して行おうと、そういったところの取り組みとの連携も含めて考えていったりする場合にはですね、町の福祉課の、あのあたりで福祉だけの相談をやっていくようなことはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですね。ただ、こういった外に出す場合、平等化が図れるか、公平化が図れるかといった、そういったこの包括ケアセンターのですね、支援センターのデメリットのほうもありますが、これについてはですね、どうかですね、私はどちらかという外でそういったものを設置したほうが良いというふう考えるわけですけど、この点、最後に答弁お願いいたします。

**○議長 小田 武人君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

議員の質問の要旨にランチという言葉も含めまして、ちょっと考えまして。外に出るということなんですけども。実は外に出ていた時期がございまして、それは中央病院内にあった「ほほえみほーる」ですね。ここは健康対策課というのがございまして、ここで高齢者の総合相談ということでやっていたんですけども、これではどうも高齢者の総合相談、ワンストップにならないということで21年1月に高齢者係を福祉課の中に取り込み、そして、障害者の担当、それから生活困窮者の担当ということで、この3つを1つの福祉課の中で対応するということですね、なりました。

これは、もう議員御存じだと思いますけども、高齢者というのはさまざまな問題を持っておら

れます。そして、その中でいわゆる高齢者、生活困窮の担当がいたりとか、障害の担当がいたりとかしますとですね、あそこで相談を受けるということはとても、利用者さんにとっては、まずワンストップということで、何度も説明しなくて済みますし、私どももすぐにアドバイスが早くできるということで、とてもメリットがございます。ただ、これで全てが完結するものとは思っておりません。全国の地域包括支援センターの一つの役割は、アウトリーチ、いわゆる訪問するというのを役割として持っておりますので、プライバシーの件も含めて、それから早期対応を含めて、問題が生じればですね、すぐ現場に出向いて利用者さんというか、高齢者の方にお話を聞きながら問題解決を図っていくということで、窓口、それから訪問してとかいろいろなケース・バイ・ケースに応じて対応をしていっておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

時間がまいりましたので、これで終わりますけども、皆さんのサービスを向上に向かってですね、努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩をいたします。なお、13時15分から再開いたしますので、お集まりのほどよろしく願いいたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、6番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

6番、妹川です。通告書にありますように、本日は4点について質問をしていきたいと思えます。

最初に学校教育の保護者負担軽減ということについてですが、皆さん方も十分に御存知のように、日本国憲法や教育基本法には、「義務教育は無償とする」ということを書かれており、でもこ

の無償という意味は、当時ですね、授業料は不徴収、授業料だけが無償と言われていたわけですが。さまざまな社会的背景等がありまして、昭和44年には、小学校・中学校全生徒に教科書の無償給与が開始され、現在に至っているのです。

私は、高校の教員をしておりまして、こういう義務教育は無償ではある。しかし、高校ではですね、授業料はとってありましたし、教科書もとってありました。しかし、民主党政権のときには、教科書は無償でして、授業料は無償であったけれども、現在は限度額以内であればですね、授業料は無償と、こうなっております。いずれにしろ小学校では、無償給与が開始され、現在に至っている。

そこで、この点については、同じ教育長、同じ教育を、一端を担っていた者同士ですから、ここには、教育長のほうにお答えいただきたいと思いますが。教科書無償給与制度の趣旨は何か。またどのような歴史的背景があつて無償制度になったのか。この辺をお答えいただきたいと思ひます。

**○議長 小田 武人君**

執行部の答弁を求めます。教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

教科書無償の趣旨、今、議員がおっしゃったことなんですが、ちょっと文科省のがありますので、読んでみましょう。義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条に定められている義務教育はこれを無償とするという、義務教育無償の精神をより広く実現する施策として、国が義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科書を無償で給与するという、我が国の未来を担う児童・生徒に対し、国民全体の期待を込めて、実施されているものです。これが趣旨でございます。

制度の経緯でございますけども、教科書の無償給与は、部分的に初めて実施されたのが、昭和26年。昭和26年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律に基づき、小学校第一学年に入学する児童に対して、国語、算数の教科書が無償配付された。これがスタートですね。そして、昭和27年には経費は全額国庫負担として、私立学校の児童にも給与されたという流れがあります。しかしながら、28年の、これ廃止されたようにありますけども、このときは、その後は、しかし、要保護、準要保護児童・生徒のみ給与される。と、こういう歴史的な流れがあります。昭和37年3月には、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が成立して、第1条で義務教育諸学校の教科用図書は無償とするという、教科書無償給与の原則を示し、無償措置についての手続は別に法律で定めるとしました。同年、昭和38年に小学校に入学する児童・生徒に対して、全教科の教科書を無償給与するという経緯。こういう流れ。そして、あとちょっと流れがあるんですが、今、議員のおっしゃったように昭和44年でしたっけ、ここで完全に変わったとこういう経緯がございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

そういうふうにして、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められたわけですね。それで、授業料の無償に準じて教科書を無償にすべきとこういうふうを考えられてきました。

現在、私たち国民、私も皆さん方も含めてですね、国民は教科書の無償は、もう現在当たり前なんですね。当たり前になった。それで、じゃあその歴史的背景の中でですね、こういうものがあるんですね。この昭和36年の3月、高知市の長浜地区において、高知市教育委員長、教育長らも参加した「小中学校教科書タダにする会」の要求大会が長浜小学校で行われた様子を紹介したものがありますので、御紹介いたしますが。これは、やっぱり国民的運動の源の中でですね、高知市の長浜地区というところから原点なんですね。それで、ここはこれは高知市立南海中学校というホームページに出ておるのですが。教科書無償運動常設パネル展示室設置の趣旨と。学校に展示されているんですよ。教科書無償運動の成果として、新学期を迎える子供たちは、真新しい教科書を手にし、ページをめくりながらこれから始まる勉強に期待を抱き、進級した喜びをかみしめることができます。しかし、今日の若い教職員や保護者をも含め、教科書が無償で配付されていることを当然と思い、その経緯を知るものが少なくなっている現状にあります。さらに、ここ長浜が教科書無償運動発祥の地と言われるゆえん、当時の被差別地域の人々やPTA、教職員組合、各種団体等が一丸となり、憲法第26条に基づく闘いを展開したことを知る者も少なくなっています。本校の「教科書無償運動常設パネル展示室」の趣旨は、子供たちが当時の貴重な資料等から全国に誇れる教科書無償運動発祥の地である長浜を再認識し、みずからのふるさとに誇りを持った生き方を身につけていってくれることを願ってのことです。また、私ども教育に携わるものは我が国における最高法規である憲法を遵守し、遵守させることの意味を提起したこの闘いから、深く学ばなければならないとの強い思いからでもあります。これ、学校のホームページなんですね。そして、写真もありますが、長浜地区「小中学校教科書をタダにする会」の要求大会が長浜小学校講堂で行われ、高知市教育長らも出席した。これは昭和36年の内容なんですけど。こういう憲法26条のですね、無償である。義務教育は無償であるというような、そういう理念をやっぱり実際に実行していく原点であったということなんですね。そういう意味では、私たち大人も子供さんたちもですね、やはり義務教育というのは、学習権を保障する、そういう国からやっぱり保障されているんだと。そういう意味で、そういう視点をこの学校は生徒たちに話すことによって地域に話すことによって、学習権を大事にしようと。怠けるなど、勉強しようという意気込みがこの中にあらわれていると思います。そこで、そういう理想、現実化し



ていったわけですけども。

2番にいきます。義務教育におけるドリル、テストなどの教材費、図工等教材費、社会科見学、PTA会費、学級費、給食費、修学旅行等の積立金、保護者が町及び学校に納める学校教育費はいくらかという問いかけをしておりますが、この視点はですね、私はやはりこの中の一部でも、全額とは言いませんが、全品目とは言いませんが、こういう憲法26条に基づいて保護者負担軽減のために公費負担にすべきものがあるのではないかという視点で質問しております。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要旨2についての御質問についてですが、まず小学校6年間では、給食費を含め約42万円弱の保護者負担がございます。そして中学校3年間では、約33万円程度の負担があり、合計約75万円の保護者負担となります。加えて、中学校では制服、体操服、バッグ等を購入する前提でさらに約6万円ほどかかりまして、学級費、修学旅行積立金、給食費、そして中学校の制服代等で9年間で約81万円の保護者負担が生じております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今、非常に家庭環境の問題や所得の問題、さまざまな状況の中で、いかに教育費が負担が大きいか、皆さん方も、もう子育てが終わっておられると思われませんが、まだまだ20代、30代の方々にはですね、これだけの40万2,000円、33万、七十数万円ですね、校納金を納めているということですね。それ以外にですね、それ以外にも、年間ですね、やっぱり二、三十万以上はですね、子供たちの教育費がかかっていると思われま。

そこで質問いたしますが、全国の調査では子供の6人に1人が貧困状態とも言われて久しいんですが、芦屋町の場合、就学援助、それから教育援助を受けている児童・生徒の数もあるわけですけど、そういう意味で、芦屋町の貧困率またはその子供の6人に1人なのか、就学援助の子供、教育扶助を受けている子供を加えますと、そういう貧困状態と言われている子供が何人に1人なのか。貧困率をつかんでおられますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成28年5月1日現在の芦屋町内の小中学生の数ですが、まず小学生が781人、そして中学生が435人、合計で1,216名となっております。そしてその中で、まず就学援助を受けている児童・生徒数ですが、小学校で122名、中学校で78名、計200名となっております。そして加えて、生活保護を受けている世帯の生徒・児童数ですが、小学生20名、中学生が12名、計32名となっております。就学援助、生活保護をあわせますと、約6分の1の生徒・児童がそのような状況であると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私の計算では、小学生の子供が18.2%、それから中学校が20.6%で、小学生の場合は5.5人に1人ではないかな。中学校では5人に1人の計算になるのではないかなと思っていましたけれど、そこにまた。そういうふうに絶対的貧困じゃなくて、相対的貧困という立場ですね、今、児童・生徒の中には、5.5から6人に1人の方々は経済的な困難の中で貧困の子供たちがいるということなんですね。それで、そういうような就学援助にしろ、それから教育扶助を受けている方々のその援助金額ないしは扶助金額、こういうものについてお答えできれば回答お願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助についてお答えいたします。

まず平成28年度、今年度ですが、学用品等につきまして、小学校では年額約1万3,000から1万5,000円程度、中学校では、年間二万五、六千円程度となっております。学年によって多少異なります。また、給食費につきしては、全額補助となっております。なお、参考までに金額としては、小学校は月4,100円、中学校は月4,800円で、夏休み8月を除く11カ月分の徴収となっております。

そして、新入学学用品費、これは新1年生に対して支給されるものですが、小学校では現在2万470円、中学校では2万3,550円となっております。そして現在、芦屋町では小学6年生と中学校2年生が修学旅行に行っておりますが、修学旅行費につきましても全額補助、実費支給となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉事務所が決定するものでございますけども、教育扶助費について金額をちょっと説明させていただきます。

教育扶助費につきましては、その対象世帯の所得の状況、それからお子さんの学年、時期によって異なっておりますけども、押しなべて、月額上限額ということで御説明させていただければ、小学生は1万円弱ということですね。それから中学生につきましては、1万5,000円弱と言えるような状況でございます。

以上です。(発言するものあり)月でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

そうなりますと、就学援助、それから、そういう生活保護家庭の皆さんを中心にした教育扶助。結局は教育扶助を受けている方が月1万円なり、中学生1万5,000円前後が、一般家庭の方もそれだけのお金があるわけですね。それで、就学援助や教育扶助を受けている方々については、本当に経済的困難であるから、もちろん、そういう国や県やまたは町からですね、扶助、補助が出ていると思いますが。じゃあ一般的な家庭でおさまっている方々については、校納金以外にもですね、私の計算でいくと、年間ですね、30万はいくんではないかと思っています。だからそういう意味で、一般家庭の皆さん、この就学援助受給者の所得金額が、基準があるわけですけど、その基準のボーダーラインのちょっと上の方々はですね、それは対象外になってしまっていると。大変な教育費負担だなと思うわけです。そういう意味で、今、義務教育がうたわれて、教科書も無償化されながらですね、授業で使うドリル、実技系の教科道具、楽器、彫刻刀、裁縫セットなどの教材、クラス経営に必要な学級費。私は、この学級費が何でその学校が集めるのかなと疑問でたまりませんが。PTA会費、これは任意団体ですから、入るの入らないのということでもいいんでしょうけども。まあいずれにしろ、保護者の費用負担は大きいです。このような状況の中にあつてですね、先ほど言いましたように、教育扶助や就学援助制度を活用して、この子供たちの学習権を保障しているわけですから、該当する保護者からは安心して教育を受けさせることができ、喜ばれています。実際にそういう方にお会いしてですね、お話をしたわけですから。

しかしながら、それ以外の児童・生徒を持つ保護者については、やっぱり恩恵をこうむるといふ言い方はおかしいんですが、学習権を保障するためには、そういう保護者に対してもそういう公費負担をやるべきではないか。

それで、義務教育の諸学校における保護者の負担する教育費に対する支援については、これは

各自治体がその責任において、適切に判断されていると、されていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘のようにですね、町の基準に基づきまして適切に支援をしているものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

芦屋町は、結婚・出産の希望実現のため、芦屋町出産祝金交付事業とか中学3年生まで医療費の無料化など先進的に進められていることについて敬意を表します。しかしながら、今、少子化現象はますます拍車をかけていると言われていています。

それで、全国の自治体の中で、例えば給食費を全額または一部公費負担の取り組みがじわじわと今、進んでいますね。新聞にはたびたび載っていますが。昨年度ではもう55の市町村に増加していると。また、校納金の全額、一部を公費負担にしている自治体も徐々に見受けられてきています。私はどの品目をその公費負担にしてほしいと言っているわけではありません。これはまた学校やPTA役員の方、保護者の方、または議会、執行部等いろいろ検討されてですね、考えていけばいいのですが。

例えば、学校給食法にはですね、前、ある議員が学校給食法の一部補助はどうなのかという話があったと思いますが、その際は学校給食法第11条に基づいて云々と、こう言われておったと思います。その中で、私、調べてみますとですね、その町のことであれば、学校給食を一部負担、公費負担とか全額公費負担というのがなぜできるのかなと思って問い合わせをしたんですよ。やっているとところをですね、公費負担にしているところ、一部負担しているところ。そうしたら、こういう条文があるんですね。「調理施設費や人件費は自治体などの学校施設者が負担し、食材費は保護者が負担すると定めている。」ですね。「しかし、施行された時の事務次官通達に、自治体などが食材費を負担することは禁じない旨を明記しており、無償化しても問題ないとの見解である。」ということなんです。

給食費がですね、今、生徒1,200人ぐらいおりましたよ、児童・生徒ですね。一人が大体4万円ぐらいですから、それをかけると何千万もなりますけれど。私は給食費とは言っておりません。要するに教材、授業の中でですね、ドリルとか副読本とかそういうものを授業でやってる

わけですね。教科書と同じなんです。だから、しかもテスト代が入っていますね。そういうものについては全員生徒が使うんですし、やるんですし、そういうものについてはもう学校、公費負担ということをするのが当たり前じゃないかなと思うわけですね。例えばある新聞はですね、これは、学校は無償化を図る自治体もということで、山梨県早川町ですね。これは給食費も修学旅行も卒業アルバム制作費、教材費、卒業制作経費、社会見学費、授業としてのスキー、スケート教室代も公費で賄います。鍵盤ハーモニカもホースは保護者が買います。まあこういうのもあれば、ほかにもいくつかあるわけですよ。だからぜひですね、何らかの形でやっていただきたいなと。

中島教育長さんは、もろもろの教育問題に関して改革を行われ、また先進的な立場でいろいろ改革されておられますので、ぜひですね、この問題についても率先して父母負担軽減、そして公費負担という形で進めていってほしいなというふうに思いますがいかがでしょう。検討していただきたい。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私たちとしましては、子どもの貧困というのは非常に大きな問題だと思っております。貧困は何が悪いのか、子供たちに何が悪いかとなっておるんですけども、一つはやっぱり貧困が原因ということで低学力というのが起こっています。そして低学歴。それから本人にとりましては非常に自尊感情が非常に低いと、こういうこともある。それから不安感とかそういうこともありますし、孤立、排除されている意識がある。そういうような点で、子供がやっぱり非常にそういう面ではマイナスのイメージに捉えている。これは何とかせないけんというのは、今の世の中の流れでしょう。ですから政府もいろいろなことをやっていると思います。何しろおっしゃいますように、お金がかかる問題ですから、そういう方向としては、今後なっていくんだろうと思っておりますけども、国の状況をしっかり見たいと。あわせてですね、やっぱりこの子供たちが、ただこの中では、貧困問題は自己責任論もあるんですね。これは、私はその辺くみしません。それは違うだろうと思っています。しかし、そういう意見も一般にはある。そういうことも含めてですね、慎重に検討して、そして子供たちが本当に安心、安全な形で学校に通っていく。そして、少なくとも自分の将来をしっかりと見据えて、進路をきっちり決めていく。そのことがこの貧困の再生産、もしくは生まないような固定化、再生産を生まないような、そういう子供たちになっていく。そのことが我々の仕事と申しますか、使命だろうと思っております。少なくともそういう点で、子供たちをしっかりと頑張らせていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私は、貧困の不経済的な問題の中における貧困の生徒、保護者ではもちろんそうです。それはそれで続けて結構なんですけど、一般家庭の方もですね、そちらのほうに就学支援を受けている方、そういう方々にですね、近づけていくと一般の方々をですね。そういう方向を、私は今回話をしておきます。そういう方向でお願いしたいなど。それはなぜかと言うと、芦屋町の「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」という、そういう理念がありますね。そういう理念を一層具体化するもの、その具体性のあるものにするために保護者が学校に納めている品目の一部でもね、公費負担するのはどうだろうか、ということなんです。

現在、町独自のそういう一般的な子供さんたちに対する施策はあるんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校教育費の保護者負担軽減という趣旨に基づいたことであれば、平成27年10月から始めた通学費補助がございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

特に学校教室の中でクラスの中で、子供を相手にですね、先生たち教育する中でですよ、教科書は無償配付されていますけど、そういうドリルとか計算紙とかテストをですね、テスト代を子供たちからもらっているわけですから、こういうのは当然、公費負担にすべきですよ。そういう意味でぜひですね、考えていただきたいなと思います。

次は徴収方法についてお尋ねします。現在、どういうふうな形で徴収をされていますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

大きく分けて2つございます。まず、芦屋町教育委員会が徴収する給食費についてですが、これは、ほとんどの保護者が口座引き落としとなっております。口座振替を希望されない一部の保護者に対しては、納付書を送付し、金融機関の窓口でお支払いいただいております。

2つ目の学校側が徴収する、いわゆる学級費や修学旅行積立金は、集金袋を毎月児童・生徒に配り、現金を学校に持参、集金する方式となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私の子供も30年以上、30年近くなるでしょうけど。こういうものですね、こういうものを、校納金袋をですね、私はあまり記憶にないんですけど、母親は渡していたと思うんです。今もこういう形なんですよ。もう私ね、今はあれでしょう、何と言いましょかね。今は通販、インターネットによる通販ですか。若い人たちでも、我々だって預金口座を入れているわけですし、そして実際いろいろなものを通販で買い物したりする時代なんですよ。時代遅れも甚だしいですね、こんなのね。しかも小学校1年生の子供にね、2,000円から3,000円のお金を毎月配っているわけですね。これ県のほうから、学校からいただいたわけですけど教育委員会を通して。小学校6年生、国語テスト、算数テスト、何とかテスト、理科テスト、漢字テスト、名札、マスク、アルバム、学級費3,000円。これを4月に集金袋にやるわけですね。小学生もありますよ。小学校はやっぱり2,000円、名札とか2年生1組ですね、健康センター掛け金、ノート3冊、計算スキル、漢字スキル、これ2,000円。各学校3校と中学校からいただきました。そういうのを先生方が各家庭に児童・生徒を通して渡して、これも渡すでしょうね。子供に入れて先生が受け取る。そして想像してください。先生がクラスに持ってきた子供からこれをもって、そして職員室に帰ってお金を数えて、そしてこれを印鑑を押して返すと。で、先生は何をしているかということ、各クラスの担任の先生は、そういう集金袋の30人なら30人のを袋に入れて、計算して箱の中に入れて、金庫に入れる。職員室の。それを校長がそれを修学旅行代、何とか代、何とかということを経済といろいろな計算しながらやっているらしいですね。時代遅れも甚だしいなというふうに思います。

それで、こういう銀行引き落としをやっている学校に問い合わせしたり、それから特にですね、北九州市の——それで聞いたわけですけど。北九州市と三井郡大刀洗町の小中学校、小郡市の教育委員会、ちょっと問い合わせしてみました。そうしましたらね、北九州市が非常によくつかんでいまして、もう三十数年、四十年近くなるんじゃないでしょうか。わかりませんといつかから銀行引き落としにしたかわかりませんということですが。じゃあなぜ、現金引き落としにするのはなぜですかと言いますと、現金を直接扱うことがない利便性がありますと。効率的で便利です。安全性、盗難や紛失、現金の管理はもう任せております。未納対策です。子供が納付日忘れとか納付書忘れ、袋の紛失等がありますから未納対策にもなります。そして確かにですね、わずかにではありますが、校納金袋の家庭もありますが、口座引き落としを今、促しておりますので、ほんのわずかでございますと。じゃあ教師はどうかと言いますと、現金の取り扱い一切なし、ノ

一タッチ。負担軽減です。それでじゃあどういふふうにされていますかと聞きましたら、銀行を引き落としの仕組みとしては、保護者は各校の指定の銀行口座に、銀行に口座をつくると。ネットバンキング方式だといいます。情報をデータベース化されるようですね。銀行はね。そして各口座から各業者、例えば給食業者とか、教材費を買うところとか、そういうのは校納金ですね。そういう形で振りかえますと。芦屋町はこうなんですよと言うと、まだそんなことやっているんですか。おかしいですね。先生たち大変ですね。そういうことなんですよ。

まず子供さんがですね、小学校1年生の子どもがランドセルに配って、これを入れてですよ、危ないですね。ぜひですね、この件については、先ほども言いましたように、すぐにはできないとは思いますが、教育委員会や各学校、それから教職員の先生方、そういう方々と話をされてですね、ぜひ、この銀行引き落とし化のほうに進めていただけたらなあというふうに、保護者からもそういう話を聞いています。教育長いかがですか。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

議員御指摘の内容については、もう承知はしております。ただ、実際に芦屋町はまだ口座引き落としにはしておりません。デメリット、メリットある中で、できてない理由として3つ申し上げます。

まず、口座引き落としの場合、手数料が生じ、保護者負担が増となります。公金扱いとならないため、手数料免除となりません。2番目に、月々の納付額が異なる場合が多々あり、事務手続が煩雑となり、その結果、かえって学校側の負担が増大いたします。3点目が、場合によってはシステム導入が必要となり、そのイニシャルコストやランニングコストを誰か負担しなければならない。今現在この3点が大きなデメリット、問題点であると考え、まだ導入できておりません。

ただし、議員がおっしゃるようになりますね、御時世の流れもありますし、また北九州市や近隣自治体が一部導入しているところもございます。ただ町部におきましては、同じ町の中でも導入している学校、していない学校、統一化できていないところも多々あります。それぞれの学校の実情に応じて学校長や県の事務官の判断、そして保護者要望等に合わせてですね、検討するようにですね、今回議員の御意見、そして現在の社会情勢につきましては、4校の校長のほうに申し伝えておきます。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

妹川議員。

**○議員 6番 妹川 征男君**



ぜひですね、北九州市がよく話をわかりやすく説明していただきました。細かく説明していただきました。デメリットはあるとは考えられませんし、手数料についてはですね、保護者のほうには負担はらないというようなことも聞いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

じゃあ、2番目に行きますが、芦屋中央病院の院外薬局、公募進捗状況についてお願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

1点ずつお答えするということによろしいでしょうか。

応募会社は何者か、書類選考による合格の会社は何者か。ということですが、院外薬局公募における応募会社は14者でした。このうちプレゼンテーション審査に進む5者を書類審査にて選定しました。この内容につきましては、病院に確認した内容によりお答えしています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

インターネットにですね、詳しくホームページに掲載されていますね。これ、ある人からいただいたわけですけど。これ見られました。私はこれを見てですね、感想なんですけれど、もともと私は院外薬局反対なんです。もう最初から、今も反対なんです。なぜかということは、る、ずっと説明してきましたし、私のニューズレターにも書いてきていますし、そして町民のほとんどの方々が何で院内薬局にしないで、何で院外薬局かという声は本当に大きいものがあります。そういう意味でですね、もう院外薬局を公募されて、その14者の方が応募されて、そして1次審査をやって、2次審査、プレゼンテーション審査において5者を選定したと。そして、その選考委員会によって第1と第2候補、こういうことがあった。2位に選ばれたものが4者で同数であったため、第2候補者と第3次候補者は得点の高い順に決定しましたと、こう書かれてあります。1位は株式会社ミズ、2位がアインファーマーズ、3位がタケシタ調剤薬局、そして後は出ていますね。私はですね、これを読みながらですね、思うには、点数制でやったということですね。点数制でもってやられたということで、最高得点551.2点、551.25、2番、3番こうなってるわけですけど。芦屋町の場合ですね、プロポーザル審査結果がホームページに掲載されています。大変喜ばしいことですよ、こういう点数制でやればですね。また、大君区に設置された太陽光発電の選考方法も点数制であったと思うんです。確かそういうふうに記憶しています。じゃあ何で特別養護老人ホームの場合は点数制度にしなかったのかなあと非常に疑問に

思っております。それはもう、きょうは問いません。

それで、私は産業医科大にもたびたび通っているわけですけど、産業医科大の周辺、門から周辺にはですね、タカサキ薬局、サンキュードラッグ、サン薬局、日本調剤、医生ヶ丘薬局、タケシタ調剤薬局、よしたけ調剤薬局、6者ですね、玄関入口周辺にひしめき合っているわけです。かかりつけ薬局という意味で、ファクスですね、その産業医科大から処方箋はそのところに行きますと処方箋が送信システムでもって、自分が行きたいところにパーッと送って、その薬品があるかどうかを確かめて、お客さんは、患者さんは、安心して自分のかかりつけ薬局のほうに行けることができるということで、処方箋送信システムというのを備えていました。今回、このミズから3位、4位、5位までの薬局はそういう送信システムは、処方箋送信システムを備えているかどうか、わかりますか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

その辺については確認しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私がこの院外薬局について問題にするのは、患者さんの立場に立ったものではない、やはり院外薬局にすることによって、病院の経営が少しでも利潤が得ることが、確かに間違いありません。その調剤師を雇うこともいらないし、それから院外薬局であれば場所がいりませんし、院外薬局にすればですね。そして、そのこの入り口のところの土地の貸付料が入ってきますから、それはプラスになるとは思うんですね。ただですね、この産業医科大と芦屋町病院は規模は相当違うでしょうけれど、この産業医科大の場合は6者の薬局がひしめき合ってるわけですね。そうしますと、あの土地に1者だけしか、どれが決まるかわかりませんが、非常に利益が相当あると思いますね。だからその点については、やっぱりそれなりの、ただ土地使用代だけじゃなくて、何らかの収入を公式にですね、いただけるものなのかどうかは、それは土地の評価についてですね、これは決まっておりますから。私の計算では、平米数を掛けますと年間130万ぐらいかな、ぐらいが入ってきそうですね。だから私としては、これをやっぱり院内薬局にしていだけたら、患者さんも非常に喜ばれたらあというふうにする、そういうふうな感想でございます。

じゃあ、次、3点。職員の時間外労働の実態と休職者について、いきます。

電通の女性新人社員が過労自殺した事件や正規労働者と非正規労働者問題、同一労働同一賃金

問題などでは、国は働き方改革実現会議を立ち上げ、労働者の残業時間等について議論しています。その中で、36協定の見直し案が出され、労使の代表である経団連と連合との話し合いが続けられています。これらは民間労働者の場合でもありますが。

私は議員になって6年目ですけど、総務財政委員会において2年目ぐらいかな、1年半から2年目ぐらいに、もう都市整備課のある係長さんがですね、もう本当に顔を真っ赤にしてですね、今にも倒れられそうな状況で委員会に出てこられました。そのときの委員会のみんな6人でしたっけ、7人かな。その人たちがもう本当に、お前大丈夫かと。お前過労死やらしたらつまらんどというようなことを皆さん言われた。私も言いました。本当にですね、そういうことでいつもですね、時間外労働時間が非常に多い。そして残業手当も多い。どうしてこんなに、そうなんだろうか。私が8年、9年前に時々、議員になる前ですよ、役場周辺を通るときがありますけど、もう5時半ぐらいになったらみんなほとんど帰っていた状態があったじゃないですか。そんなに8時9時まで残っている人いませんでしたよ、あんまりね。私も役場の中に入ったわけじゃありませんけれど、電気はついていませんでした。今はもう8時、9時、10時、そういう状況があるものですから、私は実態調査をやってほしいということをお願いしたところ、質問に入るんですけど。

時間外労働時間数及び残業手当総額の平成24年度から27年度の推移を問うと。お願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成24年から27年度までの病院及び競艇事業局を除いた時間外労働時間及び残業時間の総額について、お答えいたします。

平成24年度は1万1,853時間で約2,529万円。平成25年度は1万5,362時間で約3,273万円。平成26年度は1万9,509時間で約4,019万円。平成27年度は2万1,827時間で約4,507万円です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

総務課から生涯学習課まで出していただきました。競艇とか中央病院については省いておられますが。この平成27年度は残業手当が4,500万円、平成24年度は2,500万円、約2,000万円もふえているわけですね。そして、残業時間は平成24年度は1万1,000、平成

27年度は2万1,000円。なぜこのように残業時間がふえ、残業手当が多くなったのか。もう一つはどこの課がですね、一番多い課はどこですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

年度によってさまざまなんですけど、24年、25年につきましては、1番多いところにつきましては都市整備課、26年度につきましては学校教育課、27年度につきましては地域づくり課が時間的には1番多いという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

企画政策課が2番ですね、27年度について。それで今言われた、地域づくり課が——給与額ですね。12.5%割合。給与額が、失礼しますね、地域づくり課、これですね。平成27年度の給与総額は5,427万3,000円、約5,400万ですね。それに対して時間外勤務手当が680万です。12.5%が残業手当。なぜこんなに地域づくり課が、よく見えますと、26年度が9.3%、27年度が12.5%、もっとさかのぼって25年度は3.5%だったのが、年々ふえてきている理由は何でしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域づくり課につきましては、26年度より、あしや砂像展という形の中で始まっておりますので、そこでの時間外がふえているという形になるかというふうに思っております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

先ほども言いましたようにですね、やはりあまりにも重労働、加重労働を強いられているのか、みずからが能力のなさで残業しなくちゃならなかったのかとかいうことは思いませんが、やはりいろいろな仕事等が加算されていく中で、こんなに時間外労働がふえたんだろうと思うんですけども。時間外労働時間数が月70時間から80時間、過労死ラインと言われている80時間を超えた職員数の平成24年度、25年、26、27年度の推移を聞きたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成24年度から27年度までの競艇事業局と病院を除いた時間外労働時間80時間を超えた職員の延べ人数という形でお答えさせていただきます。平成24年度は6人、平成25年度も6人、平成26年度は15人、平成27年度は35人です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今80時間、27年度で結構ですけど、80時間を超えた方が何人と言われました。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

27年度は35人です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ、その35、延べでしようけどね、その90時間とか、その35人の延べですけど、90時間とか100時間を超えた方は。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成25年度で80時間を越えているという形でしましたけれど、90時間以上という形で行きますと90時間から100時間を超えた職員については9人、100時間以上については17人という形になります。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

確認ですけれど、100時間を超えた方は17人。町長、今これですとね、もう御存知だと思うんですけど。今、この過労自殺というのは民間企業だけではなく、地方自治体職員にも波及しているんですね。もう皆さん方が御存知のように、福岡県の糸島市の職員が自殺していますね。市が適正な業務分担を怠ったとして、控訴審では地裁判決を変更して逆転判決で、高裁で負けた

わけだね、市はね。糸島市に対して賠償命令が出されています。疲労や心理的負担、負荷が過度に蓄積していたと。そして自殺直前の1カ月の時間外労働は約114時間に及んでいたと。まあ、まさに青天井、労働者、地方公務員ですよ。働かせていたんですね。どうでしょう、過労死ラインと言われる月80時間以上働いている人が35人。まして、その100時間を超えている人が17人、延べですけれども。いらっしゃるということについて、どう考えられますか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いろいろな要因があるわけですが、まずですね、よく議員も御存知のように、団塊の世代の職員が大量に退職いたしました。新人が大量に、まあ大体、今、何割ぐらい、4割、40%という形の中で、まあ恐らく、その課長さんたちも残業を強制しているのではないと思います。聞いたことはないんですが。多分、やっぱり私もたまに土日、来るんですけど、土日にですね、結構若い職員が、何しようと言っていると、ちょっと仕事が残っているからというような形ですね。これはある意味、その過渡期では無いかと私は思っております。それと先ほど課長が言いましたように、砂像の問題、地域づくり課では砂像の問題。それからですね、今、国がいろいろな形の中で法律、それからをどんどん変えていっています。そのたびに、いわゆる法整備をしなくてはいけない。条例も変えなくてはいけないということですね、次から次に、全部これは国から県に行き、県は各自自治体に説明をするだけ、やるのはもう末端自治体。これは芦屋だけの傾向ではないと思います。一応ちょっと他町、こういうことを他町に聞くのもなんですけど、これはおそらく、全国の自治体では同じような傾向になっているのではないかと思っております。ただ、ただやはり、早く帰るようにですね、そういうふうな形の中で指導はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあぜひですね、職員組合の皆さんとお話をされてですね、今は東京都政でも、もう8時以降は電気を消しなさいとかですね、こういうふうなこと言われていますから、そういう形で進められていたらどうかと思っています。

そして3番目、芦屋町職員の退職者の平成24年度、25年度、29年2月における人数の推移を問うと。芦屋町職員の退職者は他町と比較してどうかということについてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

休職者の推移につきましては、年度の末という形でお答えさせていただきます。

平成25年3月末で1人、平成26年3月末で2人、平成27年3月末で2人、平成28年3月末で3人、今年、平成29年2月末で、現在6人という形で休職者は出ております。

以上です。

すみません、もう1件でしたね。一緒にあと、休職者の他町と比較してという形になりますけれど、他町をちょっと確認いたしましたところ、現在休職者が出ているところにつきましては、中間と岡垣が休職者がいるという形で、人数につきましてはちょっと差し控えたいと思いますけれど、芦屋町は6人という形で一番多いという形ではなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

時間が差し迫ってきましたけども。そういう6名の方ですね、精神的障害の労災認定基準に該当している人がいるのかなとかですね、それから町長は休職者の方ですね、本人と話し合っているのかな。そういうことも質問したかったんですが、時間がありません。

ある市の消防本部の男性集団が新人職員に辞めるなら早く辞めろとどなったりですね、部下や上司に対して、ボンクラとかですね、暴言を吐いた、いわゆるパワハラ行為を繰り返した。その13人を処分しておりますね。先日の新聞に載っておりました。

実は、先日、私のところに電話が入りました。役場のある課で部下と思われる若い職員に対して大きな声でどなっていたということを目にいたしました。6人の休職者の中にはパワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けたという因果関係があるのではないかな、どうだろうか。役場内では、本当に働きやすい環境に置かれているのか。そのために環境改善の施策が図られているのかと。

最後にですね、時間が来ましたね。セクハラ委員とか、パワハラ委員会の委員の相談員がいるのかなというふうなことを思いますし、無駄な仕事を強いていないのかと。そういうことを疑問に思うというか、非常に私自身、不安と言いましょかね、危機感を覚えているところです。時間が来ましたので、一般質問を終わりたいと思います。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に5番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

**○議員 5番 刀根 正幸君**

それでは、一般質問通告書に基づきまして、5番、刀根正幸でございます。午前中に松岡議員の一般質問された地域の活性化というものとかかなりかぶってまいります。つきましてはですね、一応その点と地域コミュニティというところの部分で、若干拡大したところの部分でですね、お話をさせていただきます。

件名1. 地域コミュニティの推進についてということで、要旨といたしまして、前回に引き続きまして、総合振興計画後期基本計画の第1章に「住民とともに進めるまちづくり」から、現在の事務の進捗状況と今後の方向性についてお尋ねいたします。

まず第一点でございますが、町長の御説明というんですかね、施政方針の中でも、最初に地域コミュニティの推進につきまして、考え方が述べられました。これは非常に重要なことございまして、私も元気なまちづくりというところのことで、やはりこの議員に立候補させていただきまして、そして現在までやっているところでございます。つきましては、地域コミュニティの推進のかなめとなる自治区担当職員制度において、どのようなまちづくりを目指しているのか。現在までの成果と自治区加入率の変化について、まずお尋ねいたします。

**○議長 小田 武人君**

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

**○地域づくり課長 入江 真二君**

自治区担当職員制度は、芦屋町住民参画まちづくり条例の目的である、町民と行政が連携して、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現を目指し、全ての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりを支援するために、平成26年8月からスタートしております。

現在までの成果でございますが、平成26年度はステップ1の14の行事に延べ参加者数77名、平成27年度は31の行事に延べ164名、平成28年度は参加者数の多い地域一斉清掃、それと町民体育祭が雨のため中止となりましたけれども、ステップ2の取り組みが8自治区で始まっておりますので、現在まで38の行事、延べ125名の参加となっております。

成果でございますけれども、参加した職員の、それぞれ感想を聞いておりますけど、よかったこと、悪かったこと、自由意見、さまざまな意見が寄せられており、地域の方の顔、名前を覚えてもらって、コミュニケーションを図ることができた。地域の課題等を再認識した。毎年参加することで、より多くの方と交流でき、地域の方の笑顔が嬉しかったなどの意見も多く、区長さんからもおおむね良好な感想をいただいております。しかし、自治区加入率は、平成24年から27年までは62.1%から61.7%とほぼ横ばいを維持しておりましたけれども、平成28年度には59.1%と60%を切っております。今後のステップ2で自治区活動の実態把握及びス



テップ3での将来的な地域のあり方の検討、計画の策定において、今後も自治区の方と一緒にあって取り組まなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

刀根議員。

**○議員 5番 刀根 正幸君**

ただいま、現在までの進捗状況等を報告していただきましたけれども、やはり一生懸命頑張っている、なかなか厳しい状態があります。その原因は一体何かなというところで、いわゆる地域コミュニティとは一体何なのかなというのを、実はネットで調べました。そうすると、これはですね、かなり幅が広いですよということで冒頭に申し上げましたけど、やはり、消費、生活、労働、それから教育、衛生、医療、スポーツ、云々、あらゆる活動する場所という、その人の集まりがコミュニティだということでございます。特に、今回町長がおっしゃっている地域のコミュニティの推進という格好にあっても、どうしてもその中で、やはり自治区というものが中心になってくるんだと思いますけども。やはり、その自治区の中には、その自治区の活動を支えるいろいろな団体、例えば代表的なものとしたしましては、老人会とか、また婦人会とか、そういったものが含まれてくるわけです。つきましてはですね、まずはこのところの部分で、一番住民の方々が興味のあるところと言ったら大変失礼、他の課に失礼なんですけど、まずは健康問題。元気に力一杯頑張れるよというところの分をですね、出していただきまして、それからそういったコミュニティの内容の高いところの部分でですね、一つ一つ触れていく中で、それを検証していければなというふうに思いますので、それぞれの課のところですね、御報告をお願いしたいんですが。まずは健康分野につきましてお願いします。

**○議長 小田 武人君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 武谷久美子君**

芦屋町の特定健診の受診率は、平成26年度は31.7%、平成27年度は31.2%となっております。国の示す目標値の60%、また芦屋町の実施計画による目標値33%に比べ、下回っている状況です。健康・こども課では健康の大切さを感じて、健康づくりを実践していただるようにさまざまな方策を講じてきましたが、受診率の向上になかなかつながりません。やはり住民の皆様健康への意識を高めていただくように働きかけていくことが重要であるとの認識のもと、区長会の御協力を得まして、各地区に保健師が出向き、特定健診、がん検診の必要性など実施への理解を深める啓発活動を今年度は町内30自治区のうち、24自治区で実施することができました。健康には生活習慣のみならず、地域のきずなやつながりも影響を及ぼすと言われて

おり、健康づくりは住民一人一人の主体的な取り組みに加え、健康づくりをしやすい地域や人とのつながりの醸成が大切であり、地域コミュニティと協働での特定健診、がん検診の受診率向上を推進していきたいと考えております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

刀根議員。

**○議員 5番 刀根 正幸君**

続きまして、これから福祉という形の中です、各地区のほうにおいていこうというところで、先ほど説明がありました8自治区とか、そういうところもございますので、何と言いますか。福祉の何とか、それをお願いしたいと思います。

**○議長 小田 武人君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

サロンもございますけど、先ほど議員御指摘がございました老人クラブの活動というのがまず第一であるかなと思います。老人クラブの活動の活性化という面では、私ども実施計画にも計上しております、活動を支援しております。おかげさまで29年度、1老人クラブができる予定というような、新しくですね、単位老人クラブがまたできるような予定ということで、御支援、私たちの力じゃないんですけども、高齢の方が一生懸命されているので、そういうことが進んでおります。

それから議員御指摘の地域交流サロン事業ですね、これは福祉課の方でやっているんですけども、2年間のモデル事業を経まして、29年度から正式に各地域で事業として推進していただいでいくわけでございますが、18自治区ですね、実施される予定でございます。

また、事業の趣旨につきましては、それぞれの地域におきまして、高齢者などの気になる方の見守り、介護予防などを目的としておりますが、これまでのモデル事業では、各自治区からさまざまな効果が報告されているところでございます。

さて、地域交流サロンモデル事業につきましては、運営のルールとして、自治区の加入・非加入を問わず、希望される高齢者などが参加できるサロンとしています。このルールを定めた理由の一つは、地域コミュニティの活性化のため、自治区に加入されていない方には加入促進、また、自治区を離れる傾向のある高齢者がいつまでも自治区に加入していただきたいとの考えからでございます。これを引き続き、モデル事業はとった正式な事業でも同じ考えでやっています。また、現在13自治区ですね、行われております自治区の体操教室、公民館の体操教室なんですけども、介護予防のためやっているんですけど、これも同様の考え方を持っております。

それから、27年度から取り組みを始めました地域への避難行動要支援者名簿の配付も地域コミュニティの活性化の一助にもできるよう、新たな要支援者への自治区加入というかですね、対象者には自治区に加入してくださいよというような勧奨も進めております。

私どもとしましては、地域交流サロンを含めた各種事業の実施につきましては、常に地域コミュニティとの関係性を念頭に事務を進めております。地域におかれましても、町などの各種事業とかですね、こういったものをコミュニティの活性化のために利用していただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

刀根議員。

**○議員 5番 刀根 正幸君**

続きまして各地区のですね、学習活動と言いますかね、そういったところで社会教育、生涯学習というものもですね、大きな影響を与えていくと思いますので、現状報告をですね、お願いしたいと思います。

**○議長 小田 武人君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

それでは、生涯学習課が所管いたします地域コミュニティ育成及びコミュニティーを担う社会教育団体、こちらの育成への取り組みについてお答えいたします。

各地区における住民の融和を図る自治区公民館活動を支援するために、現在、芦屋町地区公民館関係補助金交付要綱に基づきまして、公民館の管理運営や公民館活動に関する事業経費を対象とした地区公民館活動費補助金を各自治区公民館に支給しています。また、自治区の公民館長さんに対しまして、必要に応じて、公民館実践活動に関する情報提供や公民館事業に関する各種研修への参加を促しております。

また、社会教育団体の育成への取り組みにつきましては、例えば、芦屋町子ども会育成会連合会に対して、運営費補助金のほか、新旧子ども会役員を対象とした情報交換会や役員のほか、各区で子供にかかわる方々を対象とした指導者研修会の実施に当たりまして、企画・実施支援を行っております。先ほど議員さんの御指摘にありました芦屋町婦人会、こちらに対しましては、運営費補助金の支給のほか、町が実施する各種講座や講演会への参加を促すとともに、ボランティア活動センター等において、求めに応じて、活動支援や活動に関する助言を行っております。また、青少年健全育成町民会議及び校区青少年健全育成会議に対して、運営費補助金支給のほか、公民館職員が事務局となりまして、会の運営支援を行うとともに、研修会等事業の企画・実施支援を

行っています。

また、今年度から新たに始めた取り組みといたしまして、ボランティア活動センターにおきましてワールドカフェ事業というものがございます。こちらは、カフェのような気軽な雰囲気の中で意見交換を行うもので、今年度はボランティア活動センター登録団体を対象に、「おせっかい」をテーマに4回ほど開催し、地域でのコミュニケーションやボランティアの必要性を考え、また、実践例として、若い人が地域に馴染むために必要なことは何かなど意見交換を行いました。4回目、最終日には高校生や町の若手職員も参加し、地域の方々と積極的に意見を交わしております。

生涯学習の取り組みは、強制するものでも一足飛びに成果があらわれるものではないと考えております。今後もさまざまな手法を模索しながら、取り組みを継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今お聞きしたところでね、各地区の中にある構成団体のできているところと、できていないところ、例えば子ども会であれば、以前は18団体ぐらいだったか、16団体ぐらいあったところの分で増減。今こういった活動ですね、地域の中でやっているわけですけども、そんなのでふえているか、減っているかのところがちょっと知りたいんですけども。あんまり変わりなければ変わらないというところで結構です。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

今現在、数字で持ち合わせているところが子ども会になりますが、平成27年度で10地区313人でした。それが28年度におきましては9地区309人というふうに報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

かなり、やはり少なくなってきたという印象を受けたもので。これは後でまたお話をさせていただきますが。

それから地域づくり課のところの部分だったですかね、企画か。企画のところの部分で何かこう、一つの活動報告的な部分というのは何かないですか。実際はないですかね。いやいやそれが

ないならないで別に構わない。というのがですね、私が今いろいろなこととお聞きしています。お聞きしていますけれども、それは実は数ほど、数字ほどいわゆる嘘をつくものはないなというみたいなどころで話をしたいなということなんです。今回も、実は、例えば何かの調査をやりますよと。調査をやりますよといったときに、例えば世帯数だったら世帯数、人口だったら人口といったところですね、報告書としてまとめられている、そのところで数字が動いてくるんですね。何で動いてくるのといったところで聞いたときに、なかなかその本当のところが見えてこない。というところで、例えば、住民基本台帳で言う世帯数と国勢調査で言う世帯数とか、そういった意味合いです。これ、そういったところの部分で、調べる角度によって、ものは変わってきますから、そのところの部分で、それに惑わされないで、やはり一つの方向、その分をどうまとめ上げていったらいいのかといったところの部分で、少しお話をさせていただきます。

今、何と申しますかね、報告していただいたんですけれども、なかなかそこにありつけない、到達できない目標値がそこにあるんだけど、到達できない。それは、私はですね、一つの会議の中で、福祉の関係で言わせていただきますとね、実は、大君地区というのは愛のネットワークというところでやっているんですね。そこで、そのやっている関係者が寄って、その中で出た言葉があるんです。実はショックを受けたんですけどね。それは今の自治区でやっている自治区の活動そのものに魅力がないから、なかなか入ってこないんですよ。だから、もっと、やはり一つの活動に共感できるような、そういったものがあれば、その活動としてパーセンテージが上がりますよといったことを、意見交換会の中で出たことがあるんです。それに対しては、やはり、それぞれの地区の中で、それぞれ一生懸命頑張っているわけで、言われた方については、当然反発してまいります。だから、これを反発しなくても、にこっと笑えるだけの活動体系が取ればいいんですけども、なかなかそのそういったものを出していくというのが難しいんです。今、例えば、子ども会の参加者の部分だって少ないなといったときに、実は、私が約30年ぐらい前に、この社会教育で担当をしていた時期があります。その時にはですね、小さな少ない区の中でもですね、大体出てきよったから、30区のうち28区ぐらいはあったんじゃないですかね。そのところで情報交換会なりしながらですね、当時、町の中を探して歩くウォークラリーっていうのかな、そういったところをやったときに、ドンと来て500人ぐらいの。そして町内の方からですね、寄附というんですかね、いただきながら、それを経費としながら、予算的には幾分か持っていますけれども、ほとんどがそれに、活動に協力していただけるといった形の中でにぎわっていたもんです。ところが、だんだん、だんだん各地区の中で子ども会そのものが、子供が少なくなってきた。そしてそれが、勢いがこう、しぼんだときに、当時、各地区から、何ていうんですかね、指導者養成講座というのかな、そういったところの部分でやっていた部分が、今はもう全体でどなたでも五、六年という格好で、キッズというものに切りかわっていった。その辺のところの差

とかがですね、やはり事業をやっていくときに、何を到達点として目指していくかっていうのが大事かなと思いましたので、まずはその辺のところにさせていただきました。

次にですね、今回、一応、この中で、じゃあ活力ある地域に持っていきましようよといったところで、自治区担当職員制度という格好で、今、取り入れています。ところがその町、参考になった、行ったところの部分というのがですね、実は、自治区加入率というものが90から95というところで、既に高いんです。芦屋町の場合は、今、ここで聞きましたように、このような活動をやっているんだけど59%と落ちていっている。そうすると、その中でやはり一つの目標到達率、どこまで持っていきかっていうのを後で聞くわけですけども、そうするとそれをやったときに苦労だけが残ったら、これは疲れるんですよ。職員も疲れます。だけど、一つの目標に対して達成していく、そういうふうな形になったときにですね、今度はそれが満足感になり、いいほうに回っていくんです。だから、せっかく頑張っているそのところの分をですね、いいほうに持っていかなくちゃなりません。

これがせんだって私たちが研修を受けたところでですね、北九州市の末吉さんっていう方が市長されていました。その方のあるページの語録の中に、みこしは足し算、知恵は掛け算という言葉がありました。この言葉、素晴らしいなと思ったんですけど。実は力仕事をするときにはですね、人は多い方がいいんだという考え方なんですね。そして、みんなで頑張っていくことが大事だけど、いろいろな知恵を出し合って、何かをやるかといったときにはですね、いろいろな考え方の違う人が集まって、そしてそこでけんけんがくがくと意見をやりやったほうが、より知恵が出やすいですよ。今回、このところでですね、自治区の担当制度、これは知恵の出し合いだと思っています。これに成功することによって、これからの地方創生事業というものがですね、ぐっと変わってくるかなと思っていますので、ぜひ頑張ってくださいたいわけですが。

そこで問題の2、自治区担当職員制度のステップ2を8自治区において行ったといった御報告があっていますが、その高齢化率の高い自治区と低い自治区において、どのような違いがあったかということを検証していきたいと思います。問題、課題について、その内容がある程度出ておればですね、それを参考に質問させていただきたいんですが。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

今年度、ステップ2に取り組んでいる自治区は8自治区でございます。会議の回数も1回から3回と取り組みの回数に差がございます。現在までの会議報告を見ますと、高齢化率の高い自治区においては、高齢のため、区の役員を引き受けることができずに区を脱退するという一方で、加入率の低下及び担い手不足の課題がございます。また、高齢化率の低い自治区においては、若

い世代が共働き等で働き盛りであることから、区の活動に参加できないということで区に加入しない世帯が多く、それぞれ要因は異なっておりますけれども、どちらも担い手不足の課題というものは共通しております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

刀根議員。

**○議員 5番 刀根 正幸君**

今、報告していただきまして、いわゆるそれぞれに若いなら若いなりに、また、高齢者が多ければ多いなりに課題があるんだといったところが見えてまいりました。そうした場合に、私は午前中に松岡議員がおっしゃった、やはり、リーダー養成事業といったところの分をですね、やはり、これはある意味ですね、地域づくり課のみではなくて、それぞれのところで、例えば社会教育、生涯学習課ですね、そして地域づくり、それから私は企画も入って構わないと思っています。そういった一つの、この町ではこういうふうな問題、課題がありますというのは、さまざまな問題を一緒になって考えていく必要があるかなというふうに思っています。できましたらですね、今、やはり行政機構といったところの部分ではですね、縦割り型組織、これはどうしてもゆがめないところはあるわけですが、こういった一つのものをつくっていこうと、新しい、そういったものを考えていこうといったときの中ではですね、ある程度、風通しがよくなるというんですか、横断的なところを考えていかないと、なかなかそのところでですね、絡ませたってうまく回らないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひとも、そういった組織づくりといったところの分も含めてですね、検討していただければなというふうに考えております。

次に、自治区加入率の高い自治体と低い自治体では、住民に対する指導や対応が異なっていると考えますが、やはり住民の共感を得た中で、どのような方向性を持って進めていくのか。その現行で歯どめができるか、今の現行の中でですね、歯どめができるかについてお尋ねいたします。

**○議長 小田 武人君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 入江 真二君**

この自治区加入率の高い自治体と低い自治体ということで、刀根議員さんは、従来から防府市や広川町の例を挙げられて、自治区に加入しない方に対するデメリットというか、そういったものがないと加入率は上がらないんじゃないかとおっしゃっていらっしゃいます。町としては、自治区加入はあくまで任意であることから、ペナルティ的措置はなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

防府市や広川町では、それぞれの地域の歴史や文化が芦屋町とは異なるため、そういった措置

が、芦屋町の場合は、住民の方の共感が得られるということは難しいのではないかというふうに考えております。松岡議員さんのときにも回答しておりますけど、自治区が抱える課題はやっぱり、自治区それぞれございますので、それぞれの区のニーズにあった活動や行事等を実施することが有効であるというふうに考えております。町としては、自治区活性化の支援として、財政的支援、自治区活性化交付金の交付並びに人的支援である自治区担当職員制度の取り組みを強力に推進することで、今後も自治区活性化の支援に取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今のところで、ペナルティーというところの部分とかですね、今回も言ってない、前も言ってないんですけど。実はこれ、そこそこの地域の実情というところの分があるんですね。

例えば、私たち沢内村というところの中で、行ったときに、逆に担当者が驚いていました。そんなに低いんですかって。私たちの村、当時、町やったかな。沢内町って言ってたかな、村って言ってたかな。ではですね、もう年をとった方もいわゆるその活動には参加しないけれども、この自治区には加入していますと。加入しないとそれは命の問題になるんですよって。というのはやはり、東北ということで、雪深い。そうすると雪が迫ってくる。その雪がたまってくることによって買い物に出ることができない。玄関がね。だから当然、雪おろしをしなくちゃいけない。これは単に、そういった沢内村だけではなくて、そういった箇所は全部そうなんです。ですから鳥取もそうですよ。先ほど、こういうふうな人が入ってきましたよ。人口増加になりましたよ。あそこも雪深いんですよ。ですから自治区加入率が非常に高いです。

だけど、広川町の場合はですね、今度は、たまたま職員自治区担当制度というところの部分で、区長会で行ったんですけどね。そこのときにやはり何区かね、そういった何というか、対応していく中で、苦情の電話があるんです。苦情の電話があったときに、これは当時、担当されている方が企画課長でした。はっきりおっしゃいました。それはあなたに問題があるんですよって。だからあなたが自治区に入れば何も問題ないでしょうということで、むしろその方を指導していますと、そういう言い方でしたね。ですからアパートとかそういった集団的に入っているところの部分でも、お宅の場合は、一応、自治会のところで了解をとって半額にしておきますと。というのが、いわゆる共益費とか、そういったものが発生するから、同じようなわけにはいかんでしょから、区費を半額にしておきますと、それでよろしいですよと言ったら、全部入ってくるという言い方でした。

やはり、私はある意味、行政の一つのビジョン、それと行政からの指導、そして民間というん



ですか、ある意味、任意団体といったところに対する指導そのものをきちっとすることによって、本来的に入るんじゃないかなと。ところが、これも私の言う、うがった考え方ですけども、周りが入っていなければ、自治区に加入しようとしても、入らないことに抵抗感を感じないじゃないかな。むしろ、みんなでその抵抗感をないものですね、きちんとしていくためには、ある意味、活動とかビジョンとかそういったものを示しながら、それに対して共感を呼んで、そして、その上で活動していくその中で、これやっぱり入らないかんね。まして一つの、何ていいますか、災害等があれば、これはいや応なしに、その一つの共同という作業が出てくるわけですよ。だけど、そういったものが出てからでは遅いですよというのが、実は災害なので、その前にみんなでその辺、助け合えるようなものをつくっていく。それが必要じゃないかなというふうに考えております。

先ほど、任意団体とかそういったところの分じゃなくて、今後の目標になる、そういった考えなしに共感というものは、私は得るのは難しいと思っています。だから、今、このところ、今後どういった将来像を描いていくのか。すぐにこれをつくってくれというわけではありません。基本的に一年かかろうと構わないんです。それをきちっとその中でやれるような体制が取れたときに、初めてきちっと流していく。これは情報の提供、そういったものも全てそうです。やはり、一どきにやるんじゃないくて、きちっと周り、外堀が埋まって、その上に立ってですね、適切な情報提供とか、そういったものを私はつくっていく必要があるかなというふうに思っております。

これはもう答えていただく必要はないです。ないんですけども、そういった一つの町に対する青写真、これ前回にも言ったんですが、最初からこれをするとうできないとかそういった発想の中では必ず生まれません。例えて言いますとね、豊臣秀吉、木下藤吉郎ですね、あれが織田信長からですね、あそこまで寵愛されたというのは、他の武将ではできないことを率先してやったということなんです。そして、そのやり方・手段については、きちんとその辺のところですね、周りの働いている人が納得するような対応を見せたんです。だから、一生懸命その分も、3日間でその城をつくり上げていきたいと思いますというものができたと思います。反発だけじゃなくって、やはりそこに共感というんですかね、そういったものが私は大事だなというふうに思います。今回は全く、この一般質問の中でかぶりましたけれども、ちょっと今、違った視点の中で話をさせていただきましたが、これは本当に重要な内容だと考えております。ですから、今後ともですね、これからの芦屋町、これからの芦屋町に、例えばきょう、生涯学習の課長がおっしゃいましたけれども、ワールドカフェというかな、あのところでやっぱり若い人をここに持ってくるにはどうしたらいいか。全く違った人がですね、この次のテーマ、さらにそれを深めていきますよということで、興味を持って私も参加させていただこうと思っておりますけれども。そういうことで、今回重複したことをお詫びしながら、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。  
お疲れさまでございました。

明日も一般質問を行いますので、時間に参集のほど、よろしく願いいたします。

午後2時52分散会

---